米原市地域防災計画

令和６年（2024 年）７月

米原市防災会議

目　次

第１章　総則

第１節　計画の方針 1

第２節　防災ビジョン. 3

第３節　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱. 6

第４節　本市の現況と被害想定. 8

第２章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくり. 15

第２節　防災体制の整備. 26

第３節　市民の防災活動の促進. 44

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制の確立. 49

第２節　災害対応の調整. 64

第３節　生命を守るための対策. 70

第４節　生活を守るための対策. 80

第５節　復旧への足がかり. 86

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　被災者の生活再建支援. 93

第２節　被災中小企業の復興支援. 96

第３節　公共施設の災害復旧. 97

第４節　災害復興等 99

第１章　総則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

米原市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、米原市、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して、本市の災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の区域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、米原市防災会議が定める。

本計画の作成に当たっては、市の総合計画、国土強靭化地域計画等との整合を図るとともに、中央防災会議（内閣府）が作成した防災基本計画や滋賀県地域防災計画、指定地方公共機関、指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図る。

第３　計画の構成

本計画は、区域内の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めており、以下の４章、災害対応マニュアル編、資料編および様式編により構成する。

本計画で扱う災害は、基本法第２条に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する被害とする。

また、本計画を補完するものとして、応急対策の手順等を具体的に記述した個別マニュアルを別途作成する。

本編
- 第１章　総則
- 第２章　災害予防計画
- 第３章　災害応急対策計画
- 第４章　災害復旧・復興計画

災害対応マニュアル編
資料編
様式編

【参照】

防災基本計画		滋賀県地域防災計画	
	米原市総合計画		米原市国土強靭化地域計画

第４　計画の修正

本計画は、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは米原市防災会議に諮り修正する。

各関係機関は、関係のある事項について、必要に応じて、本計画の修正案を米原市防災会議に提出する。

また、本計画を修正したときは、基本法第 42 条第５項の規定により、県知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。

第５　計画の習熟

市および防災関係機関は、本計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分果たせるように平常時から他の機関および市民と協力して研修や訓練を行い、市民に対しては広報や啓発活動に努める。

第６　南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に基づく南海トラフ地震に係る防災対策推進地域に指定されているため、本計画と整合を図り、避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項などを定めた南海トラフ地震対策推進計画を作成し、当該計画に基づき南海トラフ地震対策の推進を図る。

第７　地区防災計画の運用

米原市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

地区防災計画を定めた地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定または変更をすることを提案することができる。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

第８　用語の定義

本計画で使用する用語の定義を以下に示す。

○本　　計　　画　米原市地域防災計画をいう。
○県 地 方 本 部　滋賀県災害対策本部湖北地方本部をいう。
○県　　本　　部　滋賀県災害対策本部をいう。
○基　　本　　法　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
○消　防　本　部　湖北地域消防本部をいう。
○市　　　　民　米原市の居住者および滞在者、来訪者をいう。

第２節　防災ビジョン

第１　防災ビジョン

市は、米原市総合計画において、市民との協働によるまちづくりを掲げ、市民一人一人がまちづくりへ主体的に参画し、相互に協力することにより、豊かなコミュニティを形成することを目指している。

一方、近年の豪雨災害や東日本大震災、阪神淡路大震災等の教訓では、自分の命は自分で守る、隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ等が重要な防災対策の根幹をなすことが示されており、「自助・共助・公助」の連携の必要性が指摘されている。

したがって、本計画では、災害から市民の生命、身体および財産を守るため、「みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち」を目標とし、以下の基本的考え方に基づき防災対策を推進する。

【防災ビジョン】
- 災害から市民の命を守る防災対策の推進
- 減災の考え方に基づく防災対策の推進
- 市、地域、市民の役割分担と連携による防災対策の推進
- 広域災害を想定した自立的な災害対応の推進

第２　防災ビジョンの達成のための重点施策

近年における災害の教訓等を踏まえ、以下のとおり防災の重点施策を設定する。

①　洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備

琵琶湖、姉川および天野川沿いの浸水想定区域に指定されている地区については、市民への情報伝達、避難体制を整備し、浸水被害が予想される場合は、明確な基準に基づいて市民を早期に安全な場所に避難させる。

（関連計画：第２章第１節第５　河川整備と水害防止対策）

②　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

土砂災害の危険の高い地区については、明確な基準に基づいて市民を早期に安全な場所に避難させる。

（関連計画：第２章第１節第４　土砂災害防止対策の推進）

③　要配慮者避難支援対策の推進

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、災害時における避難行動等に困難が生じる避難行動要支援者は、災害時に迅速な避難が困難であり、避難を支援する必要があることから、あらかじめ避難行動要支援者名簿や支援者名簿の作成を進めるとともに、

「避難行動要支援者避難行動支援計画（全体計画）」や避難支援プラン（個別計画）等を整備し、大きな災害が予想される場合には、早期避難等により要配慮者の安全確保を図る。
（関連計画：第２章第２節第９　要配慮者支援体制の整備）

④　住宅耐震化の促進

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に建築された木造住宅について、耐震診断および耐震改修を促進して地震時の家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。
（関連計画：第２章第１節第３　都市の防災機能の強化）

⑤　原子力災害発生時における避難体制等の整備

原子力災害による放射能汚染被害を回避するため、原子力災害により本市が放射性物質に汚染されるおそれが生じた場合、市民が迅速かつ円滑に退避・避難できる体制等を整備し、市民の安全確保を図る。

また、放射性ヨウ素による健康被害を回避するため、安定ヨウ素剤の備蓄体制や服用体制の整備を進める。
（関連計画：第２章第２節第 14　原子力災害事前対策）

⑥　安全で居住性を備えた避難所の整備

災害時は、被災者に安全な避難所を供与するとともに、良好な居住性を確保するため、以下の対策を推進する。

〇避難所として安全で居住性を備えた建築物の整備
〇要配慮者に対する福祉避難所（または福祉避難室）の確保
〇避難所の設備、環境等の改善
〇性別のニーズの違いや高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、多様な視点を踏まえた避難所運営体制の整備

（関連計画：第２章第２節第８　避難生活体制の整備）

⑦　防災拠点および緊急輸送道路の整備

大規模な災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、情報通信拠点、物資集積拠点、食料供給拠点、ボランティア拠点、避難所、ヘリポート、救援活動拠点、備蓄倉庫、緊急輸送道路等の整備に努める。
（関連計画：第２章第１節第１　防災拠点の整備）

⑧　防災階層の構築による安全なまちづくりの推進

防災拠点や防災組織等を階層的に構築し災害の防止に当たることが有効であるため、以下のように防災階層を構築し、これを単位として、防災対策に取り組むことにより、災害時における安全性の向上を図る。

〇防災の基本単位　　自治会等
〇防災地区　　小学校区
〇防災ブロック　　旧町単位
〇市　　市域

（関連計画：第２章第１節第１　防災拠点の整備）

⑨　孤立集落対策の推進

雪害、土砂災害などによって交通が途絶し孤立する危険性の高い集落について、災害時においても交通を確保する対策等を推進し、市民の安全確保を図る。

（関連計画：第２章第１節第４　土砂災害防止対策の推進）

⑩　市民、地域、市の役割分担と連携による防災力の強化

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

（関連計画：第２章第３節第１　防災知識の普及、第２章第３節第３　自主防災組織等の育成強化）

⑪　米原市業務継続計画策定の推進

情報通信技術部門の業務継続計画や全庁的な業務継続計画の策定を推進する。

（関連計画：第２章第２節第１　防災活動体制の整備）

⑫　防災関連マニュアルの整備

災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関連マニュアルの整備を推進する。

〇米原市職員災害時初動マニュアル
〇風水害の避難指示等の判断・伝達マニュアル
〇避難所開設・運営マニュアル
〇要配慮者避難支援マニュアル
〇その他応急対策に必要なマニュアル

⑬　新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策の整備

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

（関連計画：第２章第２節第８　避難生活体制の整備）

⑭　ＳＤＧｓの観点を踏まえた施策の推進

本計画に基づく施策推進に当たっては、平成 27 年９月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって令和 12 年までに達成すべき持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ(※)）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。

※ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）
平成27年９月に国連で合意された“全世界全ての人たち”が“持続的”に“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標である。

第３節　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第１　防災関係機関の実施責任

①　市

市は、市の区域ならびに市民の生命、身体および財産を災害の被害から守るため、基礎的な地方公共団体として、県ならびに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体、その他防災上重要な施設の管理者と連携し、市民の協力を得て防災活動を実施する。

②　消防本部

消防本部は、業務の公共性または公益性に基づき、防災活動を実施するとともに、市の行う防災諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

③　県

県は、県の区域ならびに県民の生命、身体および財産を災害の被害から守るため、災害が市の区域内を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動において統一的処理を必要とし、市町間の連絡調整を必要とするときなどに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市および指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

④　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の区域ならびに市民の生命、身体および財産を災害の被害から守るため、指定公共機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市および県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑤　指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、防災活動を実施するとともに、市および県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑥　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

⑦　市民および事業者

市民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるとともに、市その他防災関係機関が実施する防災訓練への参加、過去の災害教訓の伝承等により、防災活動に協力する。

第２　防災関係機関の処理すべき業務の大綱

市は、地域や市民の生命および財産を災害から保護するため、一部事務組合や県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者および自治会、自主防災組織の協力を得て防災活動を実施する。

なお、防災に関し、市および県、その他防災関係機関がそれぞれ処理すべき事務または業務は資料編に示す。

連携・協力

一部事務組合	○湖北地域消防本部 ○長浜水道企業団 ○湖北広域行政事務センター
滋賀県の機関	○県 ○県警察本部
指定地方行政機関	○基本法第２条第４号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関
自衛隊	○陸上自衛隊第３偵察戦闘大隊
指定公共機関	○基本法第２条第５号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関
指定地方公共機関	○基本法第２条第６号の規定により滋賀県知事が指定する指定地方公共機関
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	○米原市社会福祉協議会 ○レーク伊吹農業協同組合 ○米原市商工会 ○高圧ガス危険物等関係施設の管理者 ○新聞社等報道関係機関 ○株式会社ＺＴＶ彦根放送局 ○滋賀北部森林組合 ○各土地改良区 ○指定管理者
市民および事業者	○自治会、自主防災組織 ○事業者

●資料編参照：防災関係機関に関する資料　資料 P1～18

第４節　本市の現況と被害想定

第１　市の概況

①　自然的条件

１）位置および面積

本市は、平成 17 年２月に山東町、伊吹町、米原町の合併によって誕生し、更に平成 17 年 10 月に近江町と合併し、現在の市が形成された。

本市は、滋賀県北東部に位置し、大阪から 100 ㎞、名古屋から 60 ㎞、福井から 80 ㎞の地点にある。本市は南北 31.6 ㎞、東西 13.2 ㎞と南北方向に長く、面積は 250.39 ㎢で北および東は岐阜県、長浜市、西は琵琶湖から長浜市、南は彦根市および多賀町に接している。

２）地形

本市は山地、丘陵を中心とする地形で、市の北部および東部は伊吹山を中心とする伊吹山地が位置し、南側には鈴鹿山脈の北端となる霊仙山が位置する。北部では、伊吹山地を源流とする姉川が扇状地・谷底低地を形成しており、姉川は長浜市を経て琵琶湖に注いでいる。姉川流域の南側は天野川流域であり、伊吹山地・鈴鹿山脈を源流として扇状地・谷底低地を形成しながら西に流下している。湖岸部は、姉川・天野川により形成された沖積低地と、かつては入江内湖と呼ばれた干拓地があり、干拓地の標高は 83～85m で、琵琶湖の水面より若干低くなっている。

●資料編参照：地形分類図　資料 P19

３）地質

山地・丘陵の地質は、秩父古生層と花崗岩類を基盤としており、古生層は石灰岩を主体としている。平野部には沖積層が堆積しており、沖積層の表層地質は礫がち堆積物、砂がち堆積物、泥がち堆積物に大きく分けられる。

４）気象

年間平均気温は 13.7℃で、日最高気温の月別平均は８月が最も高く 30.8℃、日最低気温の月別平均は１月が最も低く-1.7℃である。

年間降水量は、1,735.6mm であり、夏季の６月から９月に降雨が集中する。

一方、冬季は積雪があり、年間の降雪の深さの合計は 200cm である。

■米原観測所平年値

要素	降水量（mm）	平均気温（℃）	年平均日最高気温（℃）	年平均日最低気温（℃）	平均風速（m/s）	日照時間（時間）	降雪の深さ合計（cm）	最深積雪（cm）
年	1,735.6	13.7	18.4	9.3	2.2	1,864.8	200	42
統計期間	2001 年から 2020 年まで							
資料年数	20 年							

出典：気象庁公式ウェブサイト

② 社会条件

1）人口および世帯数

国勢調査による本市の人口推移は、平成２年 39,600 人から平成 12 年 41,251 人と増加傾向にあったが、近年は平成 17 年 41,009 人、平成 22 年 40,060 人、平成 27 年 38,719 人、令和 2 年 37,225 人と減少傾向を示している。

世帯数については、平成２年 10,265 世帯から調査ごとに増加しており、令和２年では、13,385 世帯となっている。令和２年の平均世帯員数は 2.78 人／世帯である。

■人口・世帯数の推移

	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
人口（人）	39,600	40,557	41,251	41,009	40,060	38,719	37,225
世帯数（世帯）	10,265	10,962	11,890	12,582	12,952	13,236	13,385

出典：国勢調査

2）高齢者人口の状況

国勢調査による本市の高齢者人口は、平成 17 年の 9,564 人（23.3%）から平成 22 年 10,138 人（25.3%）、平成 27 年 10,706 人（27.7%）、令和２年 11,058 人（30.1%）と増加傾向を示している。

■65 歳以上の高齢者人口の割合

	15 歳未満（人）	15～64 歳（人）	65 歳以上（人）	65 歳以上 人口比率（%）
平成 17 年	6,340	25,091	9,564	23.3
平成 22 年	5,754	24,057	10,138	25.3
平成 27 年	5,229	22,646	10,706	27.7
令和２年	4,759	20,960	11,058	30.1

出典：国勢調査

3）交通体系

本市は、広域的な鉄道網、道路網の結節点となっている。

鉄道は、東海道新幹線、東海道本線、北陸本線および近江鉄道があり、道路は、名神高速道路、北陸自動車道の国土幹線道路が整備されているほか、国道８号、21 号および 365 号が京阪神方面、中京方面、北陸方面を結んでいる。主要都市圏への所要時間は、新幹線で大阪まで 40 分、名古屋まで 30 分、東京までは２時間 30 分である。

第２　本市の災害特性

①　風水害

本市を含む滋賀県の気象災害は、直接太平洋に面している県などと比べると発生件数は少ないが、昭和 28 年の台風 13 号、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 36 年の梅雨前線豪雨、第２室戸台風、昭和 38 年の豪雪、昭和 40 年の台風 24 号、昭和 56 年、59 年の豪雪、平成２年の台風 19 号および平成 25 年の台風 18 号、平成 30 年の竜巻などで大災害が発生しており、気象災害の特性として、以下のことが挙げられる。

〇大雨洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に多大の被害が生じる。

〇県の河川はいずれも小河川で、天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水の小規模水害が起こりやすく、また洪水波の下流への到達が非常に早い。

〇台風の中心が本県の東側近傍を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が、山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する（例えば昭和 28 年台風 13 号、伊勢湾台風、平成 25 年台風 18 号）。また、台風の中心が本県の西側近傍を北東に進むときと、本県を通過するときは暴風による大きな被害が発生する（例えば、室戸台風、平成 10 年台風７号、平成 30 年台風 21 号）。

〇古くからの集落・市街地には、山際に立地しているものが多く、これらの地域では土砂災害のリスクが高い一方、近年、住宅開発や市街地の拡大は氾濫平野においても行われるようになっており、これらの地域では浸水被害の危険が高い。

②　地震災害

滋賀県の北部一帯の断層帯には、本市の北側に位置する柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、南側に位置する鈴鹿西縁断層帯、湖西地域に位置する琵琶湖西岸断層帯などがある。

また本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の防災対策推進地域に指定されている。

③　原子力災害

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域として以下の２つの区域を設定している。

本市は、下記の区域には該当しないが、異常事態発生時の気象状況によっては影響が及ぶおそれがあること、また、関係周辺市（高島市、長浜市）の応援、避難誘導の援助、広域避難所の開設、広報等の業務が必要となることから、原子力災害に対しても計画対象とする。

■原子力災害対策重点区域の範囲

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ:Precautionary Action Zone）	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、ＥＡＬ(Emergency Action Level)※1に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 「原子力施設からおおむね半径５km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone）	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、ＥＡＬ(Emergency Action Level)※1、ＯＩＬ(Operational Intervention Level)※2に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設からおおむね 30 km」を目安とする。

※1）ＥＡＬ（Emergency Action Level）：緊急時活動レベル
※2）ＯＩＬ（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル

第３　被害想定

①　風水害

本市は、既往災害の状況をみると、台風や梅雨前線等による集中豪雨や局所的に短時間で発生する集中豪雨が頻繁に発生し、人命や家屋等に被害を受けている。

本計画の策定に当たって、市の特性および過去の災害事例等を考慮し、以下の風水害を想定する。

１）水害

市の河川は、一部の河川を除いて市東部および北部の山地から流下して、一級河川姉川および天野川に合流し琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水の氾濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。よって、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき姉川、天野川、琵琶湖の浸水想定区域に指定された区域および過去に浸水被害が発生した区域に加え、市内の中小河川や農業用水路など、豪雨により溢水するおそれがある場所の浸水予測を示した地先の安全度マップを、市において水害の発生する危険のある区域として想定する。

●資料編参照：災害ハザード情報　資料 P20～23

２）土砂災害

市は、市の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する確率が高く、過去において台風や集中豪雨により土砂災害が発生している。市には多くの土砂災害危険箇所があり、このうち 441 か所（急傾斜地 280 か所、土石流 160 か所、地すべり 1 か所）が土砂災害警戒区域に指定されている。

よって、土砂災害警戒区域および土砂災害危険箇所を市において土砂災害の発生するおそれのある区域として想定する。

●資料編参照：災害ハザード情報　資料 P20～23

②　地震災害

滋賀県地震被害想定調査（以下「県調査」という。）では、県域で甚大な被害が想定されるものとして５つの活断層帯と南海トラフ巨大地震を対象として検討を行っているが、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とする内陸型地震である。

この場合、市で想定される震度は、最大７であり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられる。

また、南海トラフ巨大地震発生時は、陸側ケースの場合、市で想定される最大震度は６強程度と想定されている。

●資料編参照：災害ハザード情報　資料 P24～25

１）内陸型地震

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とする地震が冬の深夜に発生したときは、市全域で 68 人の死者、748 人の負傷者、最大（発災 1 週間後）で 4,000 人以上の避難所生活者、4,000 棟以上の建物被害が発生することが想定される。

２）海溝型地震

南海トラフ地震（陸側ケース）を震源とする地震が発生したときは、市全域で 493 人の負傷者、最大（発災 1 週間後）で 3, 000 人以上の避難所生活者、3, 000 棟弱の建物被害が発生することが想定される。

３）地震被害想定

防災基本計画では、国および地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進することが示されている。

したがって、地震災害については、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を震源とした地震が最大規模で発生した場合を計画規模とし、次の数値を計画上の参考値とする。

■計画上の参考値

項目	想定内容
震源	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯
地震の規模	マグニチュード 7. 8（気象庁マグニチュード）
震度	市庁舎の計測震度計で震度６弱（一部地域で７）
死者	70 人程度
負傷者	700～800 人
避難所生活者	直後 2, 600 人程度、3 日後 3, 600 人程度、1 週間後 4, 300 人程度
建物全壊	1, 000～1, 200 棟
建物半壊	3, 400～3, 500 棟
停電	25, 000～26, 000 件
断水	24, 000～25, 000 人

③　原子力災害

市の原子力災害対策の実施は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、以下の事態の想定等に基づく。

１）原子力施設との位置関係

県北部と隣接する福井県には、４市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に６つの原子力事業所があり、計 15 基の原子炉が設置されている。

なお、本市からは最寄りの原子力事業所までおおむね 35 ㎞～60 ㎞の距離である。

●資料編参照：原子力防災の基本に関する資料　資料 P26～27

２）前提となる事態の想定等

本計画の基礎となる原子力発電所事故の想定およびその後の拡散状況に関する想定は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションによる。

県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等の詳細は、資料編に示す。

ただし、事故による放射性物質の放出形態は一様ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する。

●資料編参照：原子力防災の基本に関する資料　資料 P26～27

④　その他事故災害等

基本法では、風水害や地震災害等の異常な自然現象のほかにも、大規模な火事または爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害についても災害として定義している。

本市では、その他の事故災害として、突発重大事故（湖上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模な火事災害）を計画対象とする。

また、同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象があることも想定する。

１）湖上災害

琵琶湖における大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

２）航空災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

３）鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災など鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

４）道路災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

５）危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

６）毒物劇物災害

毒物劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

７）大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

第２章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくり

市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第１　防災拠点の整備

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●市は、災害時に効率的で安全性の高い防災対策を推進するため、防災階層を設定し、階層ごとに必要な防災施策を推進することにより、市全域の防災力の推進を図る。** **●災害時において、本市が実施する防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置付けて、防災機能の充実を図るとともに、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。**

【実施内容】

①　防災階層の構築

〇防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図るため、次の防災階層を設定し、各階層で自立的に防災対策を推進するとともに、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

市全域、防災ブロック（旧町ブロック）、防災地区（小学校区）、自治会

②　防災拠点の整備

〇市の災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、活動目的に応じた各種拠点の整備を図るとともに、関係機関に周知する。

〇道の駅等について、災害時において、安全・安心な場を提供し、消防、自衛隊等の応援部隊の進出拠点や活動拠点などの拠点として活用できるよう、施設管理者と調整を行う。

〇消防署については、米原消防署、米原出張所が洪水浸水想定区域内に位置し、伊吹出張所が土砂災害警戒区域内に位置することから、適切な位置への移転について、湖北地域消防組合と調整を行う。

防災拠点	中心拠点	副拠点または地区拠点
情報通信拠点	市役所本庁舎	市役所山東支所
物資集積拠点	米原市集中備蓄倉庫	
食料供給拠点	学校給食センター	
ボランティア拠点	米原地域福祉センターゆめホールほか	
避難所	広域避難所、福祉避難所	自治会避難場所
緊急時ヘリポート	グリーンパーク山東ほか	
救援活動拠点	グリーンパーク山東ほか	
備蓄倉庫	米原市集中備蓄倉庫	地域備蓄倉庫 特別配慮備蓄倉庫

主な連携先	県防災危機管理局
資料編	●防災拠点の整備に関する資料　資料 P29～30 ●指定緊急避難場所、指定避難所等　資料 P31～36

第２　防災空間の整備

【担当課】環境政策課、建設課、都市計画課

計画方針	**●市は、市街地の防災機能を強化するため、道路および公園等の整備を推進するとともに、建築物の不燃化・耐震化を促進し、住宅・住環境の整備を図る。** **●オープンスペースや公共施設等の有効活用を図り、応急仮設住宅の建設予定候補地や災害廃棄物処理仮置き場等を確保する。**

【実施内容】

①　道路空間の整備

○市街地においては、500ｍメッシュで広幅員道路を配置する市街地の整備等を推進することにより、火災に強いまちの形成を推進する。

○市内において、災害時においても交通が確保されるよう、道路の計画的な整備に努める。

○県により緊急輸送道路に位置付けられている道路（名神高速道路、北陸自動車道、国道８号、21 号および 365 号ならびに県道２号、19 号、234 号、244 号、510 号および 551 号）と市の各防災拠点とを結ぶ道路を、本市における緊急輸送道路と位置付けて防災機能の強化を図る。

○その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替路線として確保できるよう整備を図る。

②　公園、緑地の整備

○公園、緑地は、風水害時には地域住民の一時的な集合場所、また、地震時には、火災が発生した場合の防災帯、避難地として機能するオープンスペースとなることから、公園・緑地の整備に努める。

③　市街地の整備

○地区計画制度や土地区画整理事業等を活用して、市街地において面的な整備を推進し、建築物の耐震不燃化と道路・公園等の公共施設の整備を図る。

○既成市街地の木造住宅が密集している地域について、住宅市街地総合整備事業やその補助事業である街なみ環境整備事業等の活用を検討し、建築物の耐震不燃化の促進、道路・公園等の公共施設の整備を図る。

④　応急仮設住宅の建設予定候補地の確保

○災害時に応急仮設住宅を建設する場合に備え、速やかに用地確保ができるように、平常時から建設適地を把握し、確保する。

○候補地の選定に当たっては、災害に対する安全性の確保が可能な場所を選定する。

○仮設によりライフラインの維持管理や資機材の搬入が容易な場所の選定に努める。

⑤　災害廃棄物の仮置き場予定候補地の確保

○あらかじめ災害廃棄物の発生量を推計し、仮置き場の候補地、必要な箇所数等を検討する。

主な連携先	滋賀国道事務所、県道路課、県都市計画課

第３　都市の防災機能の強化

【担当課】防災危機管理課、財政課、建設課、都市計画課

計画方針	●市は、都市における防災基盤施設を強化するため、各種の都市施設が災害発生時でも致命的な損壊を被ることなく必要最小限の機能が果たせるよう、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善に努める。

【実施内容】

①　道路、交通施設の整備

○市街地における都市計画道路の整備、新興市街地における土地区画整理事業の施行等により、道路の整備された安全性の高い市街地の形成を図る。

１）道路の整備等

・道路は、米原市道路網整備計画に基づき、災害時における緊急輸送道路や防災空間としての市道整備を進める。
・市道沿道の建築物については、耐火・耐震建築物の建設を指導していくことにより、大規模災害時等における有効な防災空間としての機能確保を図る。
・特に山間地域の路線については、巡視や路線パトロールを強化し、危険箇所の変化について注視し、危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、国や県と連携し専門家等による調査を行うなど、必要な対策措置を行う。

２）橋りょうの整備

・橋りょうは、新設、改良に当たっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。
・「米原市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、かけ替えや維持補修（橋脚の強化等）に努める。

②　建築物・住宅の安全対策

○庁舎や公共施設等の防災拠点施設については、耐震化に努めるとともに、停電時に備えて非常用電源の確保に努める。

○民間の建築物については、以下の耐震化対策を推進する。

・市民に対して、住宅等の構造強化や耐震性向上の重要性について啓発し、木造住宅の耐震改修の促進を図る。
・老朽建築物について、構造、危険度等を調査し、危険であると認められた場合は、補修等の必要な措置を講じるよう指導する。
・揺れにより窓ガラスや外装材等が落下し、歩行者に被害を与えるおそれがある建築物については、落下防止措置の必要性を啓発する。
・家具類の安全対策に関する知識の普及を図る。
・ブロック塀等の構造強化等の安全対策の実施を推進する。

③　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

○地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）に基づき、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、県と連携協力して、事業の推進に努める。

主な連携先	県道路課、県都市計画課		
その他参照	米原市橋りょう長寿命化修繕計画		

第４　土砂災害防止対策の推進

【担当課】防災危機管理課、建設課、まち保全課

計画方針	**●市は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害（土石流、急傾斜地崩壊、地すべり）等から市民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。** **●災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。**

【実施内容】

①　土砂災害対策事業等の推進

〇県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

〇必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。

②　土砂災害リスクの周知

〇県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等を配布または市公式ウェブサイトで公開し、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、土砂災害警戒区域ごとの避難場所等を周知する。

③　土砂災害の警戒避難体制の整備

〇土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、国の避難情報に関するガイドラインにしたがって、警戒レベルを活用した避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。

〇土砂災害警戒区域内にある自治会および要配慮者利用施設については、土砂災害警戒情報および雨量等の情報を市から地域住民および施設管理者に伝達する体制を確立する。

④　市民の防災意識の向上

〇特に、土砂災害警戒区域が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の向上に努めるとともに、避難経路および避難誘導体制については、自治会ごとに定めるよう啓発する。

〇国や県が実施する土砂災害に係る防災訓練等に参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図る。

〇孤立のおそれのある山間地域では、主要交通路沿いにある危険箇所の巡視・点検に努めるとともに、早期避難体制の構築に努める。

主な連携先	県砂防課		
資料編	●災害ハザード情報　資料 P20～23 ●災害のおそれのある区域に係る要配慮者利用施設一覧　資料 P37～40		
その他参照	避難情報に関するガイドライン		

第５　河川整備と水害防止対策

【担当課】防災危機管理課、社会福祉課、農政課、建設課

計画方針	●市は、水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池および下水道を整備し、防災対策を講じる。 ●県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、市民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制を整備する。

【実施内容】

①　河川・水路・ため池の改修・整備・管理

〇河川・水路やため池の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川・ため池等の維持・修繕・改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。

②　洪水リスクの周知等

〇県が公表する河川の洪水浸水想定区域や水深等について、ハザードマップ等を配布または市公式ウェブサイトにより公開し、市民に危険箇所、避難情報の伝達方法、避難所等を周知するとともに、浸水被害についての危険性の啓発に努める。

③　洪水の警戒避難体制の整備

〇洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表、地先の安全度マップ等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、国の避難情報に関するガイドラインにしたがって、警戒レベルを活用した避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。

〇洪水浸水想定区域および地先の安全度マップで浸水が想定されている区域内にある自治会および要配慮者利用施設については、風水害時における情報伝達方法や避難場所（当該避難場所が浸水想定区域にある場合には、最寄りの安全な避難場所）をあらかじめ定め、周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

〇避難経路および避難誘導体制については、自治会、自主防災組織により有効な体制を確保できるよう、市と連携して推進する。

４　タイムライン（防災行動計画）の作成

〇台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を河川ごとに作成し、避難情報の発令時期を検討する。

主な連携先	長浜土木事務所、県流域政策局		
資料編	●災害ハザード情報　資料 P20～23 ●災害のおそれのある区域に係る要配慮者利用施設一覧　資料 P37～40		
その他参照	避難情報に関するガイドライン		

第６　ライフライン施設の機能確保

【担当課】防災危機管理課、環境政策課、上下水道課

計画方針	●市は、関係機関と連携し、上下水道をはじめ、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐災性および代替性を確保して、災害に強いライフラインづくりを推進する。

【実施内容】

①　ライフライン施設ごとの予防対策

施設	実施内容	関係機関
水道施設	市および長浜水道企業団は、水道施設の耐震化を推進し、災害による給配水施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。	長浜水道企業団
下水道施設等	市は、下水道施設（汚水）および農業集落排水施設への災害による被害を最小限にとどめ、生活排水の処理機能の確保を図るため、施設の整備、増強および維持管理に努める。	滋賀県流域下水道事務所
廃棄物処理施設	市は、湖北広域行政事務センターと連携し、一般廃棄物処理施設および災害時収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理に係る防災体制の確立を図る。	湖北広域行政事務センター
電力施設	関西電力株式会社は、電力供給施設の耐震化等を進め、災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防対策を推進する。また、大地震発生時の同時多発火災等を防ぐため、家庭での防災対策について啓発活動を実施する。	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
都市ガス施設	被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造供給に係る設備面および運用面について総合的な災害予防対策を推進する。	大阪ガス株式会社
プロパンガス施設	災害時のガス洩れ事故等の発生を予防するとともに、災害によるガス洩れ事故が発生した場合の対策および情報収集伝達体制の強化を図る。	（一社）滋賀県エルピーガス協会
通信施設	電話等電気通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保されるようにバックアップ通信施設の整備を図る。	西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

主な連携先	長浜水道企業団、滋賀県流域下水道事務所、湖北広域行政事務センター、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、（一社）滋賀県エルピーガス協会、西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
資料編	●防災関係機関に関する資料　資料 P1～18

第７　危険物等施設の安全確保

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●消防本部は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく取締りや保安対策の計画および実施に努める。** **●市は、消防本部と連携して、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。**

【実施内容】

①　危険物施設等の災害予防

○消防本部は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、関係機関と連携して、消防法に基づき、関係者および事業者に対する取締りならびに保安対策の強化に努める。

１）保安教育の実施

・危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対して、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会などの保安教育を実施する。

２）指導の強化

・危険物施設の立入検査を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

３）自衛消防組織の強化促進

・自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。また、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

４）化学消防機材の整備

・危険物事業所における化学消火薬剤および必要器材の備蓄を促進する。

②　高圧ガス、ＬＰガス施設の災害予防

○消防本部は、県と連携して、ガス爆発等の災害を防止し、更に公共の安全を確保するため、ガス事業者等が実施する高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）およびガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づく保安対策に必要な協力を行う。

③　火薬類施設、毒物・劇物施設の災害予防

○消防本部は、県が火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づいて実施する、火薬類施設関係者および事業所に対する取締りや保安指導等の災害予防対策に協力する。

○県が毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づいて実施する、毒物・劇物取扱施設関係者および事業所に対する取締りや保安指導等の災害予防対策に協力する。

主な連携先	消防本部、県高圧ガス保安協会、長浜保健所

第８　農林水産関係災害予防

【担当課】農政課、まち保全課

計画方針	●市は、農林水産業者に対し、農林水産施設の適正な維持管理、災害を想定した被害予防措置の実施等について、積極的な指導を行う。

【実施内容】

①　調査報告体制

○災害が発生した場合、迅速かつ的確に農林水産業の被害調査を行うこととし、関係各課、各関係機関および農林水産業従事者の積極的な応援、協力が得られるように、体制の整備を図る。

○災害が発生した場合の被害状況の調査、被害状況の取りまとめを迅速に行うため、調査担当者を定める。

○所管課等において、平常時から大規模災害が発生した場合における農林水産施設の被害調査マニュアルをあらかじめ整備する。

②　農業対策

○災害による被害の防止および軽減を図るため、農業用施設の改修および適切な維持管理を推進する。なお、農業用施設の改修に関しては、日常の維持管理ができていない場合は、改修整備工事は不可とする。

○農作物については、気象情報に留意して、時期別に各種の災害を想定し、農産物被害の防止と軽減を図るため、作物別の技術的な予防措置および対策について指導する。

○防災重点ため池（特定農業用ため池）を中心に、関係者と連携し、防災の観点から廃池や規模縮小、優先順位等も考慮し防災対策工事を行うとともに、ため池が決壊するおそれ、または決壊した場合に迅速な避難を図れるようにハザードマップ等の作成を推進する。

③　林業対策

○林道については、側溝、暗きょ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や伐採の規制等適正な対策を講じる。

○木材および林産物については、その種類ならびに災害種別による予防措置および対策について指導する。

○治山施設については、県に対し復旧治山事業、予防治山事業の促進を要望するとともに、林地開発行為に対しては、県と連携しながら指導・監督を行う。

○山地災害危険地区については、未然に災害を防ぐため見回りを実施するとともに、市民や林業関係団体からの情報収集に努める。

④　水産業対策

○共同利用施設の整備および水産諸施設の流失防止に対する適正な措置について指導する。

○漁船については、避難流失、衝突、座礁防止等の措置を講じるよう指導する。

○水産物被害の防止と軽減を図るため、その予防措置および対策について指導する。

主な連携先	県土地改良事業団体連合会、各土地改良区
資料編	●災害ハザード情報　資料 P20～23

第９　暴風・竜巻等災害予防

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、市は、防災関係機関と連携して、被害の軽減・防止を図る。** **●竜巻や突風等については、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活への影響を最小限にするための対応を図る。**

【実施内容】

①　暴風・竜巻等の防災対策

○県と連携して、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄する。

○暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やがれき撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

②　情報の収集・伝達体制の整備

○暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

○竜巻注意情報が発表された場合は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

③　市民への普及啓発

○県と連携して、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、市民に普及・啓発を行う。

１）被害の予防対策

・強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

２）暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

・雨戸・シャッター等を閉める。
・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

３）暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

主な連携先	県防災危機管理局、彦根地方気象台		
その他参照	竜巻から身を守る（気象庁）		

第 10　災害復旧・復興への備えの強化

【担当課】デジタル未来推進課、市民保険課、税務課、建設課、上下水道課

計画方針	●市は、円滑な災害復旧・復興を行うため、地籍調査の推進および公共土木建築物や各ライフライン関係施設等の重要情報の保全を図る。

【実施内容】

①　地籍調査事業の推進

〇災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界面積等）について、復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査事業の推進を図る。

②　重要情報の保全

〇災害時の円滑な復旧・復興のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報および測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。

〇特に、データおよびコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

主な連携先	県県民活動生活課

第２節　防災体制の整備

市は、災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、防災活動体制、相互応援体制、避難体制等の整備を平常時より怠りなく行う必要がある。

第１　防災活動体制の整備

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策に関する活動を円滑に実施するため、市の防災組織を整備し、国、県および防災関係機関と有機的な連携の下に、総合的かつ一体的な防災活動体制の確立を図る。**

【実施内容】

①　米原市防災会議

〇基本法第 16 条第１項の規定に基づき、米原市防災会議を設置し、防災対策を推進する。

②　災害対策組織の設置

〇災害の発生状況等に応じて、以下の災害対策組織を設置する。なお、災害対策本部の設置は、米原市災害対策本部条例（平成 17 年米原市条例第 160 号）や同条例施行規則（平成 25 年米原市規則第６号）に基づく。

・風水害時（警戒１号、警戒２号、災害警戒本部、災害対策本部）
・地震災害時（警戒１号、災害警戒本部、災害対策本部）
・原子力災害時（警戒配備、災害警戒本部、災害対策本部）
・事故災害時（事故初動体制、事故対策本部）
・雪害時（除雪対策本部、豪雪対策本部）

③　緊急災害時における職員連絡系統図の整備

〇夜間や休日等、平常勤務時間以外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、平常時と非常時の職員連絡系統をあらかじめ定め、全職員に周知徹底を図る。

④　市内防災機関との連携活動体制の整備

〇消防本部、米原警察署その他本市域に関わる防災機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備を図る。

⑤　迅速な罹災証明書の交付体制の整備

〇災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

⑥　業務継続計画の作成

〇災害時における業務継続計画の活用により、業務継続性の確保を図る。実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し等を行う。市は、情報通信技術部門の業務継続計画の策定を推進する。

⑦　資機材の整備・点検

〇防災活動に必要な資機材の整備充実を図る。資機材については、必要な備蓄を計画的に推進するとともに、あらかじめ管理担当者を指名し、災害時に各資機材が確実に機能するよう定期的に整備点検を実施する。

主な連携先	消防本部、米原警察署
資料編	●防災関連条例、規則等一覧　資料 P41

第２　情報の収集・伝達体制の整備

【担当課】防災危機管理課、デジタル未来推進課、広報秘書課

計画方針	●市、県をはじめ防災関係機関は、災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から、大規模停電時も含めた通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

【実施内容】

①　通信施設の基盤整備

○無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策および停電対策を強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

○被災者等への情報伝達手段として、防災情報伝達システム等の充実を図るとともに、インターネット配信や携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用も含めて、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。また、保守管理を徹底する。

②　情報収集伝達体制の強化

○被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

○職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、ドローンや被害情報収集システムなど、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

③　災害広報体制の整備

○災害に関する情報および被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制、施設および設備の整備を図る。

○その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

１）広報体制

・あらかじめ広報責任者を選任するとともに、災害発生後の時間経過に応じて、提供すべき情報の項目整理や広報文案の事前準備等を行う。

２）広報手段

・防災情報伝達システム、伊吹山テレビ、市公式ウェブサイト、ＳＮＳ、マスメディアの利用、自治会や自主防災組織等の協力、チラシやポスターの作成、広報車の巡回による広報等、多様な広報手段について、あらかじめ検討する。

・要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

④　災害時の広聴体制の整備

○市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制の整備に努める。

主な連携先	自主防災組織、県防災危機管理局、報道機関

第３　相互応援体制の整備

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●市は、大規模災害に備えて、あらかじめ他自治体等との間で相互応援協定を締結し、大規模な災害に備える。** **●災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。**

【実施内容】

①　自治体間の相互応援協定締結の推進

〇大規模災害が発生した場合に備え、県内外を問わず、広域に自治体間の相互応援協定の締結を推進する。

応援要請内容
〇災害対策業務に従事する人員 〇食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供 〇被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材および物資の提供 〇救援および救急活動に必要な車両、舟艇等の提供およびあっせん
応援要請時に明らかにする事項
〇被害の状況 〇物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等 〇職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

②　企業および団体等との協定締結の推進

〇平常時から企業および団体等と必要物資の確保などに関する協定を締結し、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達する体制を整備する。

③　自衛隊災害派遣要請体制の整備

〇災害派遣に係る業務内容およびその方法等について、事前に所轄の自衛隊およびその他関係機関と協議し、災害時における自衛隊の円滑な応援派遣体制の確立を図る。

④　広域避難に係る応援協定の締結

〇県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

⑤　受援体制の整備

〇災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、災害時受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

主な連携先	自衛隊、応援協定締結団体				
資料編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46				
その他参照	滋賀県災害時受援計画		地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）		市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き

第４　救助・救急および防火体制の整備

【担当課】防災危機管理課、社会福祉課、健康づくり課、まち保全課

計画方針	●市および消防団は、消防本部や米原警察署と連携し、災害時における負傷者等の救助・救急体制の整備を図るとともに、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、医療機関、市民の協力の下、救助・救急体制の整備に努める。 ●火災の発生を未然に防止し、いったん火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防および消防体制の整備を図る。

【実施内容】

①　救助・救急体制の整備

１）救助・救急資機材の整備

・消防本部と連携して、迅速かつ的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を推進する。

・市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことができるよう、ＡＥＤの使用方法や応急手当の方法等について、周知する。

２）救助・救急活動体制の確立

・消防本部、県内救急告示病院、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会等との相互情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を把握できる体制の整備に努めるとともに、緊急時の協力体制を構築する。

・要配慮者の災害時の安全確保のため、自治会およびボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみによる要配慮者に対する救助・救急体制の整備に努める。

②　防火体制の整備

１）建築物火災予防対策

・消防本部と連携して、建築物火災予防対策に関し、市街地の建築物、特に木造建築物密集地域において、大規模地震時等に同時多発的に発生する火災を予防するため、地震時の出火防止･初期消火を基本とした火災の予防対策（予防消防の強化充実、消防力の整備充実、初期消火体制の確立等）を行う。

・消防団消防力の強化充実を図るため、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進および市民の理解と協力を得るための事業を積極的に推進する。

２）林野火災予防対策

・消防本部と連携して、林野火災予防対策に関し、森林管理署長、隣接市町長等と消防計画について協議し、必要な事項を定めるよう努める。

・消火活動の有効・迅速を図るため、林道整備事業の推進に努めるとともに、林野所有者または管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

・林野所有者または管理者は、早期消火に必要な可搬式ポンプや延焼防止帯（溝）整備のための掘削具やチェーンソー等の資機材整備に努める。

③　消防相互応援協定締結の推進

○消防本部と連携し、消防行政の合理化、効率化を図るため、常備消防における相互応援協定を充実し、隣接市町に限定することなく、道路事情を考慮して広域的な相互応援協定の締結に努める。

主な連携先	消防団、消防本部、救急指定病院、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、（一社）湖北薬剤師会
資料編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46

第５　医療救護体制の整備

【担当課】健康づくり課

計画方針	**●市は、長浜保健所、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、（一社）湖北薬剤師会等の協力を得て、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的応急医療体制の整備を図る。**

【実施内容】

①　初動医療体制の計画策定

○（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、（一社）湖北薬剤師会等と協議し、災害時における初期医療体制について、以下に示す計画を作成する。

・救護所の設置、医療
・医療救護班の編成、出動に関する計画
・自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制に関する計画

②　災害時医療・救護活動体制の整備

１）医療救護所の設置準備

・医療救護班の活動予定場所となる小・中学校において、救護所の設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等の整備に努める。

２）医療関係機関との連携

・地域災害医療センターである長浜赤十字病院や（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会と災害時の医療体制確立について、日頃から調整を図るとともに、長浜保健所と連携して、災害拠点病院、救急告示病院、日本赤十字滋賀県支部等の関係機関と災害時の連絡体制を整備する。
・災害時に派遣される医療救護班や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の受入れ体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。

３）災害時医療体制の整備

・近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。

③　医療施設・設備の充実

○医療機関と連携し、医療施設の耐震化を推進する。
○医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等は転倒・転落防止を行うなど、大震災に備えた整備を推進する。

④　医薬品等の確保

○初動医療活動に必要な医薬品について、市内の診療所との医薬品在庫協定締結に努めるとともに、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについて協力を依頼する。
○近隣市町、広域市町との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努めるとともに、（一社）湖北薬剤師会、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

主な連携先	消防団、消防本部、救急指定病院、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、（一社）湖北薬剤師会

第６　緊急輸送体制の整備

【担当課】防災危機管理課、建設課

計画方針	●市は、大災害の発生に備えて、緊急物資・資材等の確保および搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

【実施内容】

①　緊急輸送道路の指定

○県指定の第１次および第２次緊急輸送道路と広域陸上輸送拠点等をもとにして、それらから地域内輸送拠点、備蓄倉庫、避難所、災害時ヘリポート等を効率的に結ぶことができる道路を第３次緊急輸送道路に指定する。

緊急輸送道路の種別	機能	道路名等
第１次緊急輸送道路（県指定）	広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路	名神高速道路、北陸自動車道、国道８号、国道 21 号
第２次緊急輸送道路（県指定）	市庁舎、応援拠点（警察、消防、自衛隊等）、医療拠点（病院等）および集積拠点と第１次緊急輸送道路を結ぶ道路	国道 365 号、県道２号、県道 19 号、県道 234 号、県道 244 号、県道 329 号
第３次緊急輸送道路（市指定）	市が指定した防災拠点と第１次および第２次緊急輸送道路を結ぶ主な道路	第１次、第２次緊急輸送道路を補完する道路

②　緊急輸送道路の整備

○国および県と協力し、医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

○緊急輸送道路にあたる市道および橋梁については、災害発生時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに耐震性をも十分配慮した補強、整備を進める。

③　緊急時ヘリポートの指定

○災害による交通途絶または緊急を要する場合に備え、緊急時ヘリポートを指定し、そのアクセス道路について日頃から整備等を図り、非常事態に備える。

④　地域内輸送拠点の指定および整備

○災害時における物資受入れ、保管および配送のため、地域内輸送拠点（物資集積拠点、地域集積備蓄拠点）をあらかじめ指定して、必要な整備を図る。

○物資集積拠点は、県の広域輸送拠点（広域陸上輸送拠点、広域湖上輸送拠点）から届けられる救援物資を受け入れ、避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点を担う機能を有することとし、市有施設、民間物流倉庫等の活用を検討するほか、必要に応じて、道の駅、パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

○地域集積備蓄拠点は、物資集積拠点から各避難所に物資配送する際の中継拠点としての機能を有する施設を小学校区ごとに指定する。

⑤　緊急通行車両等の事前届出

〇市が所有する車両のうち災害応急対策活動に必要な車両について、あらかじめ滋賀県公安委員会に事前届出を行い、発災後の緊急通行車両等の届出や確認手続の事務を省力化し、迅速かつ効率的な応急対策活動の確保を図る。

主な連携先	滋賀国道事務所、県道路課、県防災航空隊
資料編	●緊急輸送に関する資料　資料 P47～49 ●緊急通行車両関係様式　様式 P16～19

第７　避難行動体制の整備

【担当課】防災危機管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ推進課

計画方針	●市は、災害から人命を守ることが最も重要な課題であると位置け、避難計画の作成、避難路および避難場所の整備、点検を実施し、迅速で安全な避難誘導体制の整備を図る。

【実施内容】

①　避難情報の発令に関する事前準備

○災害時における迅速かつ円滑な避難を確保することにより人命被害の回避を図るため、国の避難情報に関するガイドラインにしたがって、避難情報発令の判断基準、手順等を具体的に定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。

②　避難計画の作成

○災害時に安全かつ迅速な避難誘導を行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。避難計画は、市全体に係る避難計画および必要に応じて地域、地区、自治会ごとの避難計画の作成を推進する。

○防災上重要な施設の管理者は、避難計画を作成する。

○市外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

③　指定緊急避難場所の指定および整備

○災害の危険が切迫した場合に市民の安全を確保するため、災害種ごとに、基本法施行令で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を管理者の同意を得た上で緊急避難場所に指定し、市民および自治会に対して周知徹底を図るとともに、県知事に報告する。

○指定緊急避難場所には、表示板や誘導標識等を整備するほか、要配慮者および性別によるニーズの違いなどに配慮し、要配慮者が使用しやすい設備となっているか、トイレ・更衣室の用意が可能な施設であるかなどの把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。

④　指定緊急避難場所の種類

種類	概要	指定施設	管理主体
広域避難所	広域避難所は、災害時に身を守るために市民が緊急に立退き避難する避難場所。公共施設の中で、指定基準に適合したものについて、市が指定・管理を行う。	小中学校や社会教育施設等の公共施設	市
民間等協力緊急避難所	民間等協力緊急避難所の設置基準に該当し、あらかじめ市と協定を締結した施設で、市が指定し、民間事業者が管理する。	市内の民間事業者等の施設等	民間事業者等
自治会避難場所（山間部）	山間部で安全区域までの避難経路が寸断される可能性があり、また、地域に指定緊急避難場所に見合う公共施設がない場合は、自治会避難場所の中から市が指定し、自治会が管理を行う。	自治会の集会施設	自治会
協定避難所	全国ほたるのまち交流会参加市町のうち災害協定を締結している市町の避難所で、広域的な避難が必要となった場合、協定先と協議し開設、管理を行う。	協定先が指定する施設	協定市町

⑤　避難誘導体制の整備

〇迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ検討する。
〇避難路には、誘導標識、誘導灯等を計画的に整備するとともに、市民に周知徹底を図る。

〇詳細な避難経路は、避難所までの移動途中で被災する可能性があることから、防災マップづくり等を通じて地域の状況に応じ、市民が主体となって定める。

主な連携先	施設管理者				
資料編	●指定緊急避難場所、指定避難所等　資料 P31～36 ●避難指示等の判断・伝達に関する資料　資料 P50～52				
その他参照	避難情報に関するガイドライン		指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府）		

第８　避難生活体制の整備

【担当課】防災危機管理課、障がい福祉課、高齢福祉課、社会福祉課、健康づくり課

計画方針	●市は、災害時における市民の安全・快適な生活を確保することが重要な課題であると位置付け、避難所の指定、避難所運営訓練等の実施により、災害発生時の円滑な避難所運営に努める。

【実施内容】

①　指定避難所の指定

○基本法施行令第 20 条の６で定められる基準に適合する施設について、管理者の同意を得て、指定避難所として指定する。
○指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに告示する。
○ハザードマップ、広報紙、掲示板、パンフレット、市公式ウェブサイト等により、指定避難所の場所を市民に周知する。
○指定避難所の指定を取り消す場合も、県知事に通知、告示するとともに市民に周知する。

②　指定避難所の種類

種類	概要	指定施設	管理主体
広域避難所（指定一般避難所）	広域避難所は、災害時に立退き避難した市民が生活する施設であり、小中学校体育館や社会教育施設等の公共施設で、市が指定・管理を行う。	小中学校や社会教育施設等の公社共施設	市
指定福祉避難所	避難行動要支援者が避難生活をするための、特別な配慮がなされた避難所で、市が指定・管理を行う。	社会福祉施設等の公共施設	市

③　広域避難所の整備

○指定避難所については、管理者と十分調整を図り、国の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に従い、施設・設備の整備に努める。
○指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材（天井等）についても耐震対策を講じる。
○指定避難所が不足する場合は、県有施設、隣接市町の施設、その他の施設等多様な施設の利用を検討する。
○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して対応策を検討する。
○停電時において施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

④　避難所運営体制の整備

○災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制および要員の派遣方法をあらかじめ定める。
○避難所を市民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、国の避難所運営ガイドラインに従い、避難所開設・運営マニュアルを作成し、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する。
○在宅被災者等についても、必要な情報や物資が確実に届くよう、支援体制の整備に努める。

⑤　指定福祉避難所の確保

〇福祉避難所の確保・運営に関するガイドラインを参考に指定福祉避難所等を指定し、民間施設等であって必要な場合は協定を締結するなど、設置に向けた推進を図るとともに、特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等医療機器の電源の確保等に配慮 gfg するよう努める。

〇災害時に要配慮者が速やかに支援ニーズに対応した福祉避難所に避難できるよう、支援関係者に対する制度の周知に努める。

主な連携先	市社会福祉協議会		
資料編	●避難行動要支援者の避難支援に関する資料　資料 P53～54		
その他参照	災害対策基本法施行令	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	避難所運営ガイドライン（内閣府）
	福祉避難所の確保・運営ガイドライン		

第９　要配慮者支援体制の整備

【担当課】防災危機管理課、障がい福祉課、高齢福祉課、社会福祉課

計画方針	●市は、県と連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障がい者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、福祉避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

【実施内容】

①　避難行動要支援者の避難体制の構築

○米原市避難行動要支援者避難行動支援計画（全体計画）に基づいて、避難行動要支援者名簿等を整備し、在宅の避難行動要支援者のための個別計画の作成、安否確認体制の整備、自主防災組織の強化、防災訓練の充実に努める。

○社会福祉施設への緊急入所の手続など、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議するほか、要配慮者の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。

○国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に示される地域防災計画において定める必須事項についての詳細は、資料編に示す。

②　社会福祉施設および医療施設等における防災体制の構築

○県と連携して、施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、各施設の防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努めるとともに、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送支援、専門職員の派遣等について、あらかじめ必要な事項を定める。

③　避難、避難所における要配慮者への配慮

○避難情報を要配慮者が的確に受け取れるよう防災情報伝達システムの整備や地上デジタル放送、インターネット等を活用した情報発信の充実、避難誘導標識の設置等に努める。

○国の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等や県の誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目等を参考に、バリアフリートイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人等に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供、外国人支援活動を行うボランティアの確保に努める。

④　滋賀県災害派遣福祉チーム（しがＤＷＡＴ）との事前調整

○要配慮者に対する福祉支援を行う滋賀県災害派遣福祉チーム（しがＤＷＡＴ）と円滑な連携ができるよう、平常時から関係団体等との協力体制の整備に努める。

主な連携先	市社会福祉協議会		
資料編	●避難行動要支援者の避難支援に関する資料　資料 P53～54		
その他参照	米原市避難行動要支援者避難行動支援計画（全体計画）	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
	誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目		

第 10　食料・飲料水および生活必需品等の調達・備蓄、供給体制の整備

【担当課】防災危機管理課

計画方針	●市は、非常時の食料、資機材等を備蓄するための倉庫を整備し、必要量の備蓄を行うよう努める。 ●併せて流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町村への応援要請等を検討し、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

【実施内容】

①　物資確保対策

○災害時に交通網に大きな被害が生じ、３日間は補給ルートが遮断されることに備えて、物資確保対策を推進する。

１）備蓄による物資の確保

方法	内容
市民（個人）の備蓄	市民に対し、最低３日間（推奨１週間）分程度の飲料水・食料品等を各家庭で備蓄し、避難する際は少なくとも１日分の食料等をもって避難できるよう非常時持出し袋等を準備するよう広報紙等を通じて指導、啓発を行う。
市の備蓄	食料、飲料水および生活必需品等について備蓄目標を定め、担当部局において台帳等を整備し、計画的な備蓄管理を推進する。
流通備蓄	商品販売業者との災害時における物資確保に関する協定締結を推進し、緊急手配による調達等による協力体制整備に努める。
県備蓄	県への要請を速やかに行い、物資調達の協力を得るほか、県を通じ他県も含めた広域での調達協力を得るべく体制整備に努める。
その他	県外を含め、広域の市町と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。また、速やかに物資を被災者へ届けるため、物資の仕分けや配送業務について民間業者との協定を推進する。

２）備蓄倉庫の設置

・市は、避難所等を考慮して有効かつ機能的に活動できる場所に備蓄倉庫を整備する。

種類	内容
集中集積備蓄倉庫	市の備蓄倉庫の中心的拠点として、集中集積備蓄倉庫を整備する。集中集積備蓄倉庫は、可能な限り多くの物資が備蓄できるよう大型の倉庫とする。
地域備蓄倉庫	災害時、備蓄物資交付対象者に対し、速やかに必要不可欠な物資が交付できるよう地域防災拠点を中心に、物資を配備する倉庫とする。
特別配慮（孤立集落対策）備蓄倉庫	集落の孤立が長期に及ぶと想定される自治会については、備蓄拠点からの物資の供給が困難であることから、特別配置備蓄倉庫を配置する。

②　確保すべき物資の種類

○避難想定人口に基づき、食料、飲料水および生活必需品等について備蓄目標を定め、台帳等を整備し、計画的な備蓄管理を推進する。

○食料は、乳幼児に適した食料、食物アレルギーに配慮した食料や高齢者・障がい者等に配慮した食料の備蓄に努める。

○県と連携して、災害応急対策に必要な燃料を確保するため、優先供給を行う対象施設や車両等の選定等、供給体制の構築を図る。

③　備蓄品の管理

○備蓄品は、定期的に点検し、適宜補充、更新する。

○備蓄品の増減、備蓄品の数量について把握する。

資料編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46 ●備蓄物資に関する資料　資料 P55～57

第 11　帰宅困難者対策

【担当課】防災危機管理課

計画方針	●市は、県と連携して、大規模地震が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合に備えた帰宅困難者対策を推進する。

【実施内容】

①　普及啓発

〇県と連携して、震災時には「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、市民および企業等に対し、以下の内容について啓発を行う。

１）市民への普及啓発

・市民に対して、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションの存在について啓発を行う。

２）企業等への普及啓発

・企業等に対して、従業員を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

３）集客施設や公共交通機関への普及啓発

・集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

②　災害時帰宅困難者への支援対策

１）一時滞在施設の確保

・県と連携して、所管施設や関係施設を指定して、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。また、その際、民間事業者にも協力を求める。

２）情報提供の体制づくり

・県と連携して、被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報、帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）等を迅速に提供できるよう、市公式ウェブサイト等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。

・その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。

③　徒歩帰宅者への支援対策

〇県が実施する災害時帰宅支援ステーション協力事業者の確保など、徒歩による帰宅を行う者に対して支援体制の整備に協力する。

主な連携先	施設管理者、自主防災組織				
その他参照	災害対策基本法施行令		避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針		避難所運営ガイドライン（内閣府）

第 12　二次災害防止対策の整備

【担当課】建設課、都市計画課

計画方針	●市は、大規模な地震発生後の豪雨や余震等によって、引き起こされる土砂災害や建築物、宅地の倒壊等の二次災害に備えて、有効な二次災害防止活動を行うための体制を日頃から整備する。

【実施内容】

①　土砂災害防止体制の整備

○土砂災害が発生する危険のある箇所についてあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検を実施できる体制を整備し、二次災害の防止に努める。

１）二次災害の危険箇所の把握

・大規模な地震時における二次災害として、土砂災害の発生する危険のある箇所の地区別の土砂災害警戒区域の一覧表、位置図を作成する。

２）二次災害の危険箇所に関する点検体制の整備

・大規模な地震が発生した場合における土砂災害警戒区域の点検体制について、以下のように作成するように努め、迅速かつ円滑な点検活動を実施する。
　・土砂災害警戒区域点検マニュアルの作成
　・土砂災害警戒区域点検体制の作成
　・土砂災害警戒区域の点検に必要な資機材等の調達先の明確化

②　建築物災害防止体制の整備

○大規模な地震時における住宅等の被災程度および安全性を確認するものとして、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、建築物に係る二次災害の防止を図る。

１）被災建築物応急危険度判定実施マニュアルの作成

・大規模な地震発生に対して被災建築物応急危険度判定実施マニュアルをあらかじめ作成し、被災建築物応急危険度判定の円滑な実施に向けた備えとする。

２）被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成

・被災建築物応急危険度判定を行う建築士等の活動をコーディネートする者をあらかじめ市職員の中で養成し、危険度判定が円滑に実施できるように備える。

③　宅地災害防止体制の整備

○大規模な地震や大雨等における宅地等の被災程度および安全性を確認するため、被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制を整備し、宅地に係る二次災害の防止を図る。

１）被災宅地危険度判定実施マニュアルの作成

大規模地震発生時における被災宅地危険度判定実施マニュアルをあらかじめ作成し、被災宅地危険度判定の円滑な実施の備えとする。

２）被災宅地危険度判定コーディネーターの養成

被災宅地危険度判定を行う技術者等の活動をコーディネートする者をあらかじめ市職員の中で養成し、危険度判定の円滑な実施の備えとする。

主な連携先	施設管理者、自主防災組織					
その他参照	災害対策基本法施行令		避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針		避難所運営ガイドライン（内閣府）	

第 13　災害時における被災自治体支援体制の整備

【担当課】防災危機管理課、総務課

計画方針	●広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、市は、県と連携し、支援活動を積極的に実施する体制をあらかじめ整備する。

【実施内容】

①　被災自治体支援体制の整備

○広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施できるよう体制整備を進める。

②　人材支援体制の整備

○県と連携し、医師、保健師、土木および農業関係等、災害時に派遣可能な専門職員の人数を把握するとともに、災害協定の締結自治体など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時における相互の連携協力を確認する。

③　被災者受入体制の整備

○大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

④　支援活動内容

○主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
救援物資の募集および送付	
広域一時滞在場所の提供	被災者の受入れ
ボランティアの募集および派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供・保健師の派遣	
避難所運営の支援、その他の支援	

主な連携先	県防災危機管理局、応援協定締結団体
資料編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46

第 14　原子力災害事前対策

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●市は、県と連携して、原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、原子力事業所で原子力発電所事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合または及ぶおそれがある場合に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。**

【実施内容】

①　情報の収集・連絡体制等の整備

○原子力災害を未然に防止するため、県と緊密な連携の下、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

○県と緊密な連携の下、県が実施する周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングに協力するとともに、市独自での環境放射線のモニタリングの実施に努める。

②　災害応急体制の整備

○応急対策活動を効果的に行うため、原子力災害に対応した職員の非常参集体制の整備を図る。

○非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施するよう努める。

○原子力災害が発生した場合の退避および避難の計画を作成するとともに、避難やスクリーニング、緊急輸送等に関する広域的な応援協力体制の整備に努める。

③　資機材等の整備

○国、県、米原警察署、消防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

○市民等の安全確保のために、安定ヨウ素剤の備蓄および安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努める。

④　飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の市民への供給体制の確保

○県の指導に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

○飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画などは、放射性物質による琵琶湖水への影響が 10 日間程度残るという影響予測結果を考慮する。

⑤　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

○原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、市民や市職員の原子力防災に関する防災知識の普及に努める。

○県、防災関係機関、関係事業者が実施する原子力発電所事故を想定した防災訓練に積極的に参加する。その際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

主な連携先	県防災危機管理局、消防本部、米原警察署、原子力事業者

第３節　市民の防災活動の促進

市は、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

第１　防災知識の普及

【担当課】防災危機管理課、保育幼稚園課、農政課、学校教育課

計画方針	●市は、県や消防本部をはじめとする防災関係機関と連携し、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独または共同して住民や事業所等、地域の構成員を対象に、防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。 ●防災知識の内容および普及方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検するとともに、災害から受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図る。

【実施内容】

①　市民に対する防災知識の普及

○防災マップの作成、広報紙・市公式ウェブサイトの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報（災害に関する一般的知識、過去の主な被害事例、日常普段の心がけ、災害発生時の心得、災害リスクととるべき行動等）を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。

○啓発活動は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。

②　市職員に対する防災知識の徹底

○県や防災関係機関と連携して、市職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施および防災活動手引等印刷物を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

③　学校教育等における防災知識の普及

○防災教育は、県が作成した学校防災の手引きや地域で育む防災・防犯しがっこガイド等の活用を図り、児童・生徒および園児の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、実施するよう努める。

○学校における消防団員、防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

④　企業防災の促進

○県と連携して、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

⑤　言い伝えや教訓の継承

〇大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。

〇過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

主な連携先	県防災危機管理局、長浜土木事務所、消防本部				
その他参照	滋賀県学校防災の手引き		地域で育む防災・防犯しがっこガイド		

第２　防災訓練の実施

【担当課】防災危機管理課

計画方針	**●市は、基本法に基づき、災害発生を未然に防止し、また災害による被害を最小限にとどめ、市内における防災活動を円滑に実施するため、各機関および市民と協力し、総合防災訓練および各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施する。** **●県が実施する防災訓練に積極的に参加し、県および市と市民の協力体制等について調整の上、連携して訓練を行う。**

【実施内容】

①　総合防災訓練

○総合防災訓練は、総合防災訓練計画を定めて、毎年実施する。

訓練参加機関
米原市、消防本部、米原市消防団、長浜土木事務所、米原警察署、その他の機関または団体
訓練項目
消防訓練、通信訓練、避難訓練、救助訓練、救護訓練、炊出し訓練、その他必要な訓練

②　住民参加型訓練

○多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

○「住民参加型」訓練では、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮する。

③　その他の個別訓練

○市単独または県と共同して、災害対応の初動体制、情報収集伝達、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

○地震、水害、土砂災害、火災、原子力災害等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練の実施に努める。

④　防災関係機関等が実施する訓練

○ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

○県、市が実施する総合防災訓練や地域が実施する防災訓練に積極的な参加、協力を行う。

主な連携先	県防災危機管理局、長浜土木事務所、消防本部、米原警察署

第３　自主防災組織等の育成強化

【担当課】防災危機管理課、環境政策課、地域振興課

計画方針	**●市および県は、都市地域や農村地域などの地域特性に応じた自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の育成や活性化を図るための支援を推進する。** **●自主防災組織等は、日頃から、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備および備蓄等に努める。** **●市民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加し、協力体制の構築に努める。**

【実施内容】

①　自主防災組織等への活動支援

〇県と連携し、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等により、市民に自主防災組織の重要性を啓発する。

〇自主防災組織に対して、結成を支援し、米原市消防・防災施設器具整備事業補助金、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)等の制度を活用して、自主防災組織単位の資機材の整備等を促進する。

②　リーダーの育成

〇自主防災組織のリーダー育成のための講習会を開催する。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成につながるよう配慮する。

③　事業所防災活動の推進

〇県や米原市商工会と連携して、不特定多数の者が利用する事業所等の管理者に対して、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分周知するとともに、各事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援に努める。

〇不特定多数の者が利用する事業所等の管理者は、自衛消防組織等を結成し、消防計画、防災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）等をあらかじめ定めるように努める。

④　地区防災計画作成の推進

〇地域における防災力の向上を図るため、一定の地区の市民や事業者による、地域コミュニティレベルでの自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の作成支援を行う。

〇一定の地区の住民や事業者より、作成した地区防災計画を本計画に定めるよう提案があったときは、市は一定の判断の下、本計画の中に地区防災計画を定める。

主な連携先	自主防災組織、米原市商工会		
資料編	●防災関係機関に関する資料　資料 P1～18 ●防災関連条例、規則等一覧　資料 P41		
その他参照	(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業	地区防災計画ガイドライン	

第４　災害ボランティアの活動支援

【担当課】障がい福祉課、高齢福祉課、社会福祉課

計画方針	●市および市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・ＮＰＯ関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努める。

【実施内容】

①　災害ボランティアの窓口の設置

○平常時より、災害時におけるボランティア活動を支援するため、災害時のボランティア拠点（市災害ボランティアセンター）となる米原地域福祉センターゆめホールに総合窓口を設置するとともに、ボランティアに関する情報等を共有する。なお、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となって調整を図る。

②　ボランティア活動環境の整備

○災害時のボランティア拠点となる米原地域福祉センターゆめホールに通信機器等の資機材の整備を進めるほか、災害ボランティア活動マニュアルを作成するなど、ボランティアの活動環境の整備に努める。

③　人材育成

○ボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。あわせて、ボランティア活動保険の加入促進を行う。

○災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材の育成に努める。

④　協力体制の構築

○ボランティア・ＮＰＯ関係機関・団体等で構成する災害ボランティアセンター運営協議会を設置し、平常時からこれら団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。

○市内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入れ等への備えをしておく。

⑤　専門ボランティアとの連携体制の構築

○災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

主な連携先	市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社滋賀県支部

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制の確立

市は、基本法第 23 条の２に基づき、市域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ここでは、迅速かつ適切な防災体制を整備することにより災害を未然に防止し、市民の生命および財産の保護に努めるため、災害対策本部の設置に関連する職員の動員や組織体制を計画する。

なお、災害対策本部の設置に至る過程は、風水害、地震災害、大規模事故災害、原子力災害等の災害種により異なるため、想定災害に応じて、職員の動員や組織体制を計画する。

第１　配備体制

①　動員配備基準

<table>
<tr><td>体制</td><td>警戒１号</td><td>警戒２号</td><td>災害警戒本部</td><td colspan="2">災害対策本部</td></tr>
<tr><td>風水害等</td><td>・大雨等に関する警報※が１つ発表されたとき。
・その他危機管理監が必要と認めたとき。</td><td>・大雨等に関する警報※等が１つ以上発表され、かつ、危機管理監が必要と認めたとき。</td><td>・大雨等に関する警報※等が発表され、かつ、小規模災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
・その他副市長が必要と認めたとき。</td><td colspan="2">・大雨等に関する警報等が発表され、かつ、大規模災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
・その他市長が必要と認めたとき。</td></tr>
<tr><td>体制</td><td colspan="2">警戒１号</td><td>災害警戒本部</td><td colspan="2">災害対策本部</td></tr>
<tr><td>地震災害</td><td colspan="2">・市内において震度４の地震が発生したとき。
・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
・長周期地震動階級３が観測されたとき。</td><td>・市内において震度５弱の地震が発生したとき。
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたとき。
・長周期地震動階級４が観測されたとき。</td><td colspan="2">・市内において震度５強以上の地震が発生したとき。</td></tr>
<tr><td>体制</td><td colspan="2">事故初動体制</td><td>事故対策本部</td><td colspan="2">災害対策本部</td></tr>
<tr><td>事故災害</td><td colspan="2">・本市および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき。</td><td>・大規模な事故災害により、相当の被害が予想されるとき。</td><td colspan="2">・事故が大規模で市を挙げた対応が必要なとき。</td></tr>
<tr><td>体制</td><td colspan="2">警戒配備</td><td>災害警戒本部</td><td colspan="2">災害対策本部</td></tr>
<tr><td>原子力災害</td><td colspan="2">情報収集事態（フェーズ１）
・福井県の原子力施設等立地市町において震度５弱または震度５強の地震が発生したとき（福井県において、震度６弱以上の地震が発生した場合を除く）。
・原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき。
・その他危機管理監が警戒配備体制を決定したとき。</td><td>警戒事態（フェーズ２）
・福井県において震度６弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき。
・原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき。
・原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき。
・その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</td><td>施設敷地緊急事態（フェーズ３）
・原子力防災管理者から原災法第 10 条第１項に定める通報が県にあったとき。
・原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき。
・福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、５μSv/h（ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ）以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
・その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</td><td>全面緊急事態（フェーズ４）
・原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき。
・内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。</td></tr>
</table>

※「大雨等に関する警報」とは、大雨、洪水、暴風警報等をいう。

②　動員配備職員

体制	警戒１号	警戒２号	災害警戒本部	災害対策本部
風水害等	・危機管理監 ・防災危機管理課、各班副班長、デジタル未来推進課、契約管財課、農政課、建設課、山東支所長および地域振興課の職員	・危機管理監 ・全職員（部長級を除く。）を対象とし、各班の必要人員に応じて配備する。	・全職員を対象とし、各班の必要人員に応じて配備する。	・全職員
体制	警戒１号		災害警戒本部	災害対策本部
地震災害	・危機管理監 ・防災危機管理課、各班副班長、デジタル未来推進課、契約管財課、農政課、建設課、山東支所長および地域振興課の職員		・全職員を対象とし、各班の必要人員に応じて配備する。	・全職員
体制	事故初動体制		事故対策本部	災害対策本部
事故災害	・危機管理監 ・防災危機管理課の職員		・全職員を対象とし、各班の必要人員に応じて配備する。	・全職員
体制	警戒配備		災害警戒本部	災害対策本部
原子力災害	・防災危機管理課の職員 ・まち整備部の指定された職員		・全職員を対象とし、各班の必要人員に応じて配備する。	・全職員

※長期化に対応できる人員配備に留意する。

第２　組織図

①　災害警戒本部

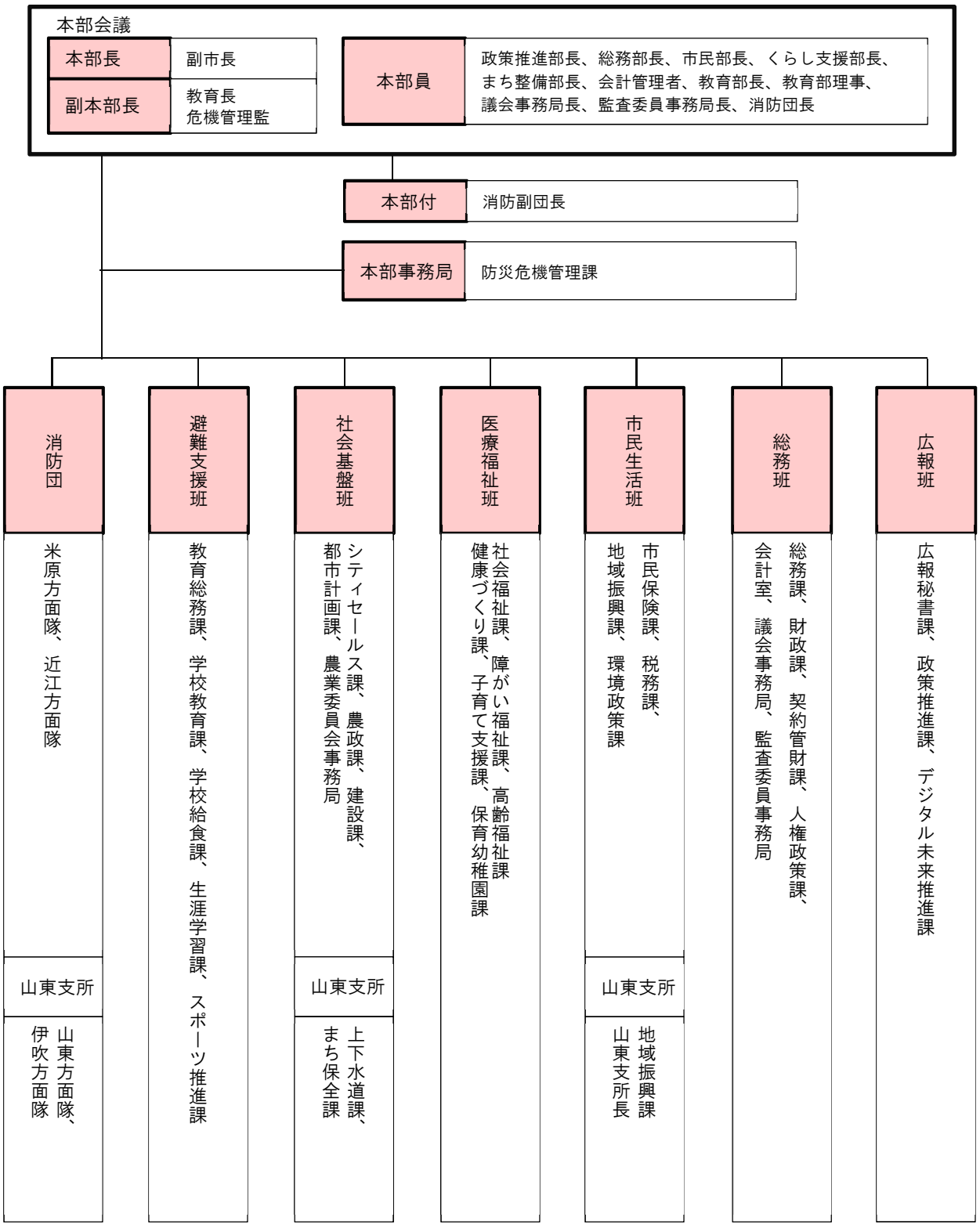

② 災害対策本部

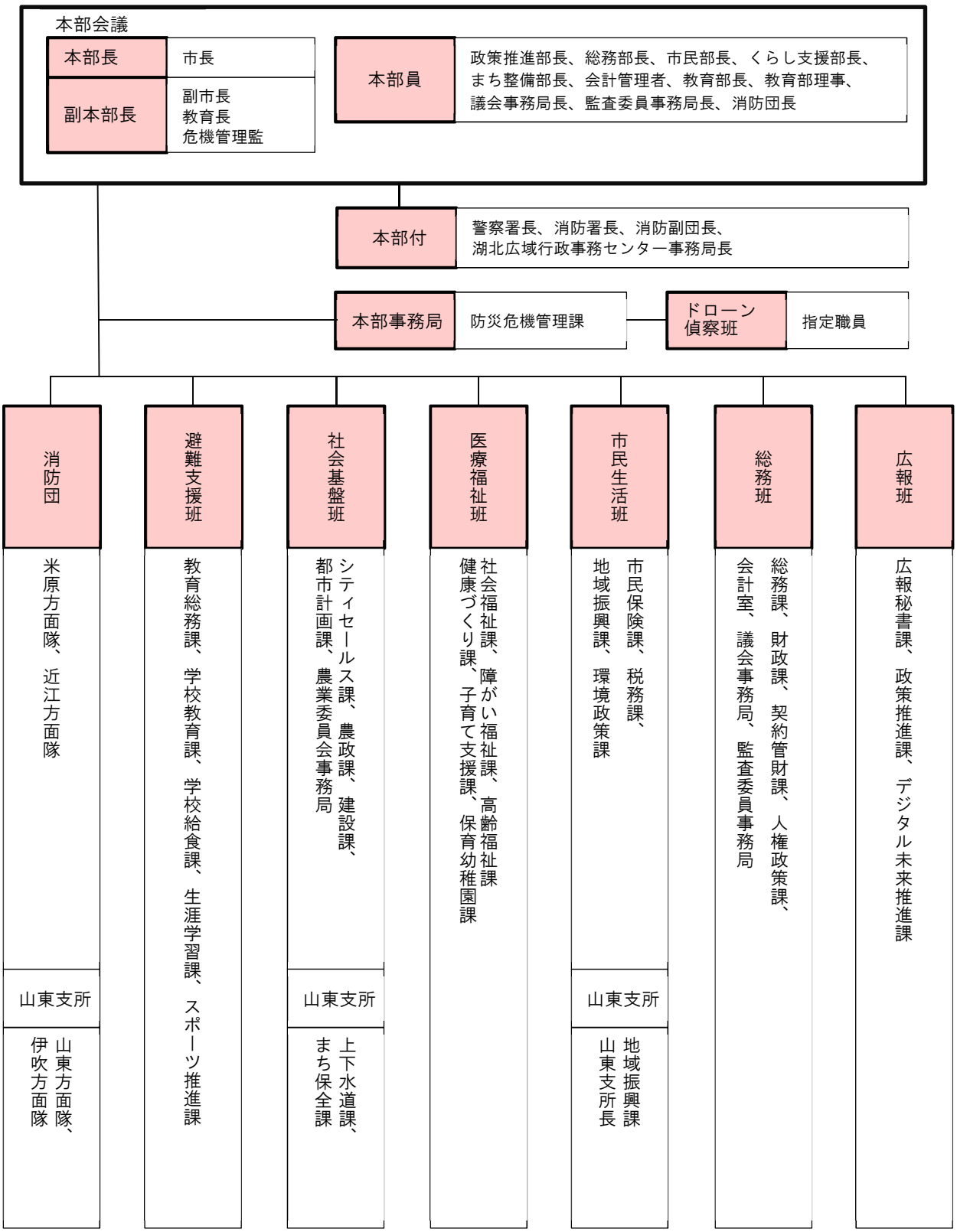
本部会議
本部長
市長
副本部長
副市長
教育長
危機管理監
本部員
政策推進部長、総務部長、市民部長、くらし支援部長、
まち整備部長、会計管理者、教育部長、教育部理事、
議会事務局長、監査委員事務局長、消防団長
本部付
警察署長、消防署長、消防副団長、
湖北広域行政事務センター事務局長
本部事務局
防災危機管理課
ドローン
偵察班
指定職員
消防団
米原方面隊、近江方面隊
山東支所
山東方面隊、
伊吹方面隊
避難支援班
教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ推進課
社会基盤班
シティセールス課、農政課、建設課、
都市計画課、農業委員会事務局
山東支所
上下水道課、
まち保全課
医療福祉班
社会福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課
健康づくり課、子育て支援課、保育幼稚園課
市民生活班
市民保険課、税務課、
地域振興課、環境政策課
山東支所
地域振興課
山東支所長
総務班
総務課、財政課、契約管財課、人権政策課、
会計室、議会事務局、監査委員事務局
広報班
広報秘書課、政策推進課、デジタル未来推進課

第３　事務分掌

①　災害警戒本部体制時

１）風水害時および地震時

班名	所掌事務	備考（課名）
本部事務局 （本部事務局長） 防災危機管理課長	・災害警戒本部の設置、運営および廃止に関すること。 ・気象情報等の収集および伝達に関すること。 ・災害情報の収集および伝達に関すること。 ・避難情報の発令判断に関する情報収集に関すること。 ・被災状況の集約に関すること。 ・避難状況の集約に関すること。 ・県および関係機関との連絡調整に関すること。 ・ドローンの運用、管理に関すること。	防災危機管理課
広報班 （班長） 政策推進部長	・避難情報等に関する情報の伝達、周知に関すること。 ・市民への情報伝達、広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・本部事務局の応援に関すること。	広報秘書課 政策推進課 デジタル未来推進課
総務班 （班長） 総務部長 （受援総括担当） 監査員事務局長 （議会担当） 議会事務局長	・来庁者および職員の安全確保に関すること。 ・職員参集状況の整理に関すること。 ・庁舎等の被害情報の収集に関すること。 ・市議会との連絡調整に関すること。 ・避難所開設および運営に関すること。 ・各班の応援に関すること。 ・他県、他市町からの受援職員の応対に関すること。 ・他市町からの受援物資の受付に関すること。	総務課 財政課 契約管財課 人権政策課 議会事務局 会計室 監査委員事務局
市民生活班 （班長） 市民部長	・地域の被害状況の収集整理、本部への伝達に関すること。 ・自治会および自主防災組織との連携に関すること。 ・避難所開設および運営に関すること。 ・ペット避難に関すること。	市民保険課 税務課 環境政策課 地域振興課
	・災害警戒本部（山東支所）の設置に関すること。 ・伊吹、山東・近江地域における災害情報の収集および整理に関すること。	山東支所 山東支所総括 地域振興課（山東）
医療福祉班 （班長） くらし支援部長	・避難行動要支援者避難支援体制の運用（情報伝達、安否確認等）に関すること。 ・福祉施設入所者の安全確認、避難誘導に関すること。 ・福祉施設の被害調査に関すること。 ・認定こども園等の被災調査に関すること。 ・認定こども園等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・園児等の安全確保、避難誘導に関すること。 ・福祉避難所開設および運営に関すること。 ・避難所開設および運営（福祉避難室の開設）に関すること。 ・ボランティアに関すること。 ・義援金、災害弔慰金に関すること。 ・避難所開設および運営（応援）に関すること。	障がい福祉課 高齢福祉課 社会福祉課 健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課
社会基盤班 （班長） まち整備部長	・河川水位の観測、河川情報の収集に関すること。 ・道路関係情報の収集に関すること。 ・通行不能箇所に関する応急措置の実施に関すること。 ・水防活動の実施と調整に関すること。 ・水害および土砂災害危険箇所の警戒に関すること。 ・上下水道施設の被害調査、復旧対策に関すること。 ・商工関係の被害調査に関すること。 ・観光関係の被害調査に関すること。 ・農林水産施設の被害調査に関すること。 ・ため池の被害調査に関すること。 ・避難所等への物資供給、運搬に関すること。 ・ドローンによる偵察、資材運搬に関すること。	シティセールス課 農政課 建設課 都市計画課 上下水道課（山東） まち保全課（山東） 農業委員会事務局

避難支援班 （班長） 教育部長	・避難所の開設および運営に関すること。 ・学校施設等の被害調査に関すること。 ・学校等関係機関との連絡調整に関すること。 ・児童、生徒等の安否確認、避難誘導に関すること。	教育総務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 スポーツ推進課
消防団	・水防活動の実施に関すること。 ・火災消火活動の支援に関すること。 ・市民の避難誘導および救助に関すること。	消防団

※風水害時の場合、災害警戒本部体制から災害対策本部体制に移行された場合は、災害警戒本部体制時の職員配備を引き継ぐものとする。

２）原子力災害時

班名	所掌事務	備考（課名）
本部事務局 （本部事務局長） 防災危機管理課長	・災害警戒本部の設置、運営および廃止に関すること。 ・原子力発電所事故の収集および伝達に関すること。 ・災害情報の収集および伝達に関すること。 ・県および関係機関との連絡調整に関すること。	防災危機管理課
広報班 （班長） 政策推進部長	・避難情報等に関する情報の伝達、周知に関すること。 ・市民への情報伝達、広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・本部事務局の応援に関すること。	広報秘書課 政策推進課 デジタル未来推進課
総務班 （班長） 総務部長 （受援総括担当） 会計管理者 （議会担当） 議会事務局長	・来庁者および職員の安全確保に関すること。 ・職員参集状況の整理に関すること。 ・市議会との連絡調整に関すること。 ・避難所開設および運営に関すること。 ・各班の応援に関すること。 ・帰宅困難者の避難に関すること。 ・安定ヨウ素剤の配布および服用に関すること。（職員、来庁者等） ・他県、他市町からの受援職員の応対に関すること。 ・他市町からの受援物資の受付に関すること。	総務課 契約管財課 財政課 人権政策課 議会事務局 会計室 監査委員事務局
市民生活班 （班長） 市民部長	・避難所の確保および運営に関すること。 ・市民への情報伝達に関すること。 ・市民相談窓口の開設に関すること。 ・市民の避難誘導に関すること。 ・地域における災害情報の収集および整理に関すること。 ・安定ヨウ素剤の配布および服用に関すること。（職員、来庁者等）	市民保険課 税務課 環境政策課 地域振興課
	・災害警戒本部（山東支所）の設置に関すること。 ・山東伊吹地域の被害状況の収集整理、本部への伝達に関すること。	山東支所 山東支所総括 地域振興課（山東）
医療福祉班 （班長） くらし支援部長	・要配慮者の退避および避難に関すること。 ・安定ヨウ素剤の配布および服用に関すること。 ・福祉避難所開設および運営に関すること。 ・避難所開設および運営（福祉避難室の開設）に関すること。	障がい福祉課 高齢福祉課 社会福祉課 健康づくり課 子育て支援課 保育幼稚園課
社会基盤班 （班長） まち整備部長	・退避および避難に関すること。 ・避難に必要な交通の確保に関すること。 ・緊急時モニタリングに関すること。 ・避難に際して必要な水、食料、物資の確保に関すること。	シティセールス課 農政課 建設課 都市計画課 上下水道課 まち保全課 農業委員会事務局
避難支援班 （班長） 教育部長	・児童・生徒の退避および避難に関すること。 ・避難所の確保および運営に関すること。 ・安定ヨウ素剤の配布および服用に関すること。（広域避難所）	教育総務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 スポーツ推進課
消防団	・市民の避難誘導および救助に関すること。	消防団

② 災害対策本部体制時

1）風水害時および地震時

班名	所掌事務	初動期	応急対策期	復旧対策期	備考（課名）
本部事務局 （本部事務局長） 防災危機管理課長	災害対策本部の設置および廃止に関すること。	■	■	■	防災危機管理課
	災害対策方針の作成および災害対策本部の運営に関すること。	■	■	■	
	避難指示等の発令判断に関する情報収集に関すること。	■	■	■	
	被災状況の集約に関すること。	■	■	■	
	避難状況の集約に関すること。	■	■	■	
	県および防災関係機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	自衛隊の派遣要請に関すること。	■	■	■	
	県防災ヘリコプターの支援要請に関すること。	■	■	■	
	災害救助法の適用に関すること。	■	■	■	
	その他の応援要請に関すること。	■	■	■	
ドローン偵察班	ドローンによる被害調査に関すること。	■	■	■	指定職員
広報班 （班長） 政策推進部長	市民への情報伝達、広報に関すること。	■	■	■	広報秘書課 政策推進課 デジタル未来推進課
	米原市行政情報番組伊吹山テレビでの情報発信に関すること。	■	■	■	
	システムの維持管理に関すること。	■	■	■	
	本部事務局の応援に関すること。	■	■	■	
	災害記録の収集、取りまとめに関すること。	■	■	■	
	報道機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
総務班 （班長） 総務部長 （受援総括担当） 会計管理者 （議会担当） 議会事務局長	庁舎等の被害情報の収集に関すること。	■	■	■	総務課 契約管財課 財政課 人権政策課 会計室 議会事務局 監査委員事務局
	職員参集状況の整理に関すること。	■	■	■	
	災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保に関すること。	■	■	■	
	外国人への情報提供に関すること。	■	■	■	
	市議会との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	災害関係費の出納に関すること。	■	■	■	
	受援に係る全体調整に関すること。	■	■	■	
	県・他市町等への応援要請に関すること。	■	■	■	
	食料および生活必需品等の調達に関すること。	■	■	■	
	輸送等に必要な車両、燃料の調達に関すること。	■	■	■	
	救援金品の受付および配分に関すること。		■	■	
	災害予算の調整に関すること。		■	■	
	災害復旧資金の確保に関すること。			■	
	各班の応援に関すること。	■	■	■	
市民生活班 （班長） 市民部長	避難所の開設・運営業務への連携に関すること。	■	■	■	山東支所長 市民保険課 税務課 環境政策課 地域振興課 地域振興課 （山東）
	市民の避難誘導の実施および関係機関との連携に関すること。	■	■	■	
	地域の被災状況の収集整理・本部への伝達に関すること。	■	■	■	
	自治会および自主防災組織との連携に関すること。	■	■	■	
	行方不明者の捜索活動および関係機関との連携に関すること。	■	■	■	
	市民の安否情報の整理に関すること。	■	■	■	
	市民の相談窓口の設置に関すること。	■	■	■	
	し尿処理計画の作成およびし尿処理の実施に関すること。	■	■	■	
	廃棄物処理計画の作成および廃棄物の処理に関すること。	■	■	■	
	遺体の収容に関すること。	■	■	■	
	遺体の火葬に関すること。		■	■	
	特定動物による危害防止および被災したペットに対する支援に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	家屋被害調査の実施に関すること。		■	■	
	罹災証明の発行に関すること。		■	■	
	被災者台帳の作成に関すること。		■	■	
	災害対策本部（山東支所）の設置に関すること。	■	■	■	山東支所 （地域振興課）
	山東伊吹地域の被災状況の収集整理・本部への伝達に関すること。	■	■	■	
医療福祉班 （班長） くらし支援部長	要配慮者および避難支援者への情報伝達に関すること。	■	■	■	障がい福祉課 高齢福祉課 社会福祉課 健康づくり課
	避難行動要支援者避難支援体制の運用に関すること。	■	■	■	
	避難支援搬送車の手配、配車に関すること。	■	■	■	
	福祉施設入所者の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	

班名	所掌事務	初動期	応急対策期	復旧対策期	備考（課名）
	医療福祉施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	子育て支援課 保育幼稚園課
	傷病者の搬送に関する消防機関等との連携に関すること。	■	■	■	
	救護所の設置に関すること。	■	■	■	
	施設被災における入所者の移送に関すること。	■	■	■	
	避難所の開設および運営に関すること。	■	■	■	
	福祉避難所（室）の設置および運営に関すること。	■	■	■	
	医療救護班派遣に関する関係機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	医療機器、医薬品、血液製剤等の調達業務に関すること。	■	■	■	
	園児の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	
	放課後児童クラブ利用者の安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	
	避難所での要配慮者窓口の設置および運営に関すること。	■	■	■	
	福祉施設への入所措置に関すること。	■	■	■	
	ボランティアセンターの設置および運営に関すること。	■	■	■	
	認定こども園等の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	感染症患者の入院勧告に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	福祉ボランティアとの連携に関すること。		■	■	
	ボランティアに関する応援要請に関すること。		■	■	
	被災地の防疫措置に関すること。		■	■	
	応急保育の企画および実施に関すること。		■	■	
	被災地における健康調査および検病調査の実施に関すること。		■	■	
	義援金の受付および配分に関すること。		■	■	
	災害弔慰金等の支給に関すること。		■	■	
	被災者生活再建支援金の支給に関すること。			■	
社会基盤班 （班長） まち整備部長	道路・河川・公園等の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	シティセールス課 農政課 建設課 都市計画課 上下水道課 まち保全課 農業委員会事務局
	通行不能箇所に関する応急措置の実施に関すること。	■	■	■	
	河川水位の観測、河川情報の収集に関すること。	■	■	■	
	水防活動の実施および調整に関すること。	■	■	■	
	水害および土砂災害危険箇所の警戒に関すること。	■	■	■	
	土砂災害発生箇所の被災状況調査および応急措置に関すること。	■	■	■	
	災害時における緊急輸送道路の確保に関すること。	■	■	■	
	交通確保に関する警察等関係機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	被災地での給水活動の実施に関すること。	■	■	■	
	上水道施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	下水道施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	農林水産業施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	ため池の被害調査に関すること。	■	■	■	
	観光客等への情報提供に関すること。	■	■	■	
	公営住宅等の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	緊急物資等の移送・輸送に関すること。	■	■	■	
	観光関係の被害調査に関すること。	■	■	■	
	仮設トイレの調達および設置に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	物資集積拠点の開設に関すること。	■	■	■	
	災害時における交通対策計画の作成に関すること。		■	■	
	建設業者に対する応援要請、建設機械の借上げに関すること。		■	■	
	被災建築物応急危険度判定に関すること。		■	■	
	被災宅地応急危険度判定に関すること。		■	■	
	応急仮設住宅の建設等に関すること。		■	■	
	倒壊家屋の撤去等に関すること。		■	■	
	商工関係の被害調査に関すること。		■	■	
	産業復旧・雇用対策に関すること。			■	
避難支援班 （班長） 教育部長	児童生徒の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	教育総務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 スポーツ推進課
	避難所の開設および運営に関すること。	■	■	■	
	避難者名簿の作成および安否情報の収集に関すること。	■	■	■	
	自主防災組織による避難所運営の補助に関すること。	■	■	■	
	避難所の統括および本部との連携に関すること。	■	■	■	
	避難者相談窓口の設置に関すること。	■	■	■	
	避難所における広報に関すること。	■	■	■	

班名	所掌事務	初動期	応急対策期	復旧対策期	備考（課名）
	避難者への食料および生活必需品等の供給に関すること。	■	■	■	
	県教育委員会との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	学校施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	社会教育施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	応急教育の企画および実施に関すること。		■	■	
	文化財の被害調査および応急・復旧対策に関すること。		■	■	
消防団	災害時の避難誘導に関すること。	■	■		消防団
	災害時における市民の救助に関すること。	■			
	災害時における火災の消火に関すること。	■			
	災害時における危険地域の警戒に関すること。	■			

2）原子力災害時

班名	所掌事務	初動期	応急対策期	復旧対策期	備考（課名）
本部事務局 （本部事務局長） 防災危機管理課長	災害対策本部の設置および廃止に関すること。	■	■	■	防災危機管理課
	災害対策方針の作成および災害対策本部の運営に関すること。	■	■	■	
	県および防災関係機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	被災状況の集約に関すること。	■	■	■	
	避難状況の集約に関すること。	■	■	■	
	電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	災害救助法の適用に関すること。	■	■	■	
	その他の応援要請に関すること。	■	■	■	
広報班 （班長） 政策推進部長	避難指示等の発令判断に関する情報収集に関すること。	■	■	■	広報秘書課 政策推進課 デジタル未来推進課
	市民への情報伝達、広報に関すること。	■	■	■	
	米原市行政情報番組伊吹山テレビでの情報発信に関すること。	■	■	■	
	システムの維持管理に関すること。	■	■	■	
	災害記録の収集、取りまとめに関する業務に関すること。	■	■	■	
	報道機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	本部事務局の応援に関すること。	■	■	■	
総務班 （班長） 総務部長 （受援総括） 会計管理者 （議会担当） 議会事務局長	職員参集状況の整理に関すること。	■	■	■	総務課 契約管財課 財政課 人権政策課 会計室 議会事務局 監査委員事務局
	災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保に関すること。	■	■	■	
	外国人への情報提供に関すること。	■	■	■	
	市議会との連絡調整に関する業務に関すること。	■	■	■	
	災害関係費の出納に関する業務に関すること。	■	■	■	
	受援に係る全体調整に関すること。	■	■	■	
	県・他市町等への応援要請に関すること。	■	■	■	
	食料および生活必需品等の調達に関すること。	■	■	■	
	輸送等に必要な車両、燃料の調達に関すること。	■	■	■	
	災害予算の調整に関すること。		■	■	
	各班の応援に関すること。			■	
市民生活班 （班長） 市民部長	避難所の開設・運営業務への連携に関すること。	■	■	■	山東支所長 市民保険課 税務課 環境政策課 地域振興課 地域振興課 （山東）
	市民の避難誘導の実施および関係機関との連携に関すること。	■	■	■	
	地域の被災状況の収集整理・本部への伝達に関すること。	■	■	■	
	自治会および自主防災組織との連携に関すること。	■	■	■	
	行方不明者の捜索活動および関係機関との連携に関すること。	■	■	■	
	市民の安否情報の整理に関すること。	■	■	■	
	市民の相談窓口の設置に関すること。	■	■	■	
	廃棄物処理計画の作成および廃棄物の処理に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	放射性物質による環境汚染への対処に関する措置に関すること。			■	
	災害地域住民の記録に関すること。			■	
	災害対策本部（山東支所）の設置に関すること。	■	■	■	山東支所 （地域振興課）
	山東伊吹地域の被災状況の収集整理・本部への伝達に関すること。	■	■	■	
医療福祉班 （班長） くらし支援部長	市民への安定ヨウ素剤の配布および服用に関すること。	■	■	■	障がい福祉課 高齢福祉課 社会福祉課 健康づくり課 子育て支援課
	要配慮者および避難支援者への情報伝達に関すること。	■	■	■	
	避難行動要支援者避難支援体制の運用に関すること。	■	■	■	
	避難支援搬送車の手配、配車に関すること。	■	■	■	
	福祉施設入所者の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	

班名	所掌事務	初動期	応急対策期	復旧対策期	備考（課名）
	救護所の設置に関すること。	■	■	■	保育幼稚園課
	施設被災における入所者の移送に関すること。	■	■	■	
	避難所の開設および運営に関すること。	■	■	■	
	福祉避難所（室）の設置および運営に関すること。	■	■	■	
	医療救護班派遣に関する関係機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	医療機器、医薬品、血液製剤等の調達業務に関すること。	■	■	■	
	園児の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	
	放課後児童クラブ利用者の安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	
	避難所での要配慮者窓口の設置と運営に関すること。	■	■	■	
	福祉施設への入所措置に関すること。	■	■	■	
	感染症患者の入院勧告に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	福祉ボランティアとの連携に関すること。		■	■	
	被災地の防疫措置に関すること。		■	■	
	応急保育の企画および実施に関すること。		■	■	
	被災地における健康調査および検病調査の実施に関すること。		■	■	
社会基盤班 （班長） まち整備部長	緊急時モニタリングの実施に関すること。	■	■	■	シティセールス課 農政課 建設課 都市計画課 上下水道課 まち保全課 農業委員会事務局
	災害時における緊急輸送道路の確保に関すること。	■	■	■	
	交通確保に関する警察等関係機関との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	被災地での給水活動の実施に関すること。	■	■	■	
	上水道施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	飲食物の摂取制限や解除に関すること。	■	■	■	
	農林水産業施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	観光客等への情報提供に関すること。	■	■	■	
	緊急物資等の移送・輸送に関すること。	■	■	■	
	観光関係の被害調査に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	物資集積拠点の開設に関すること。	■	■	■	
	災害時における交通対策計画の作成に関すること。		■	■	
	商工関係の被害調査に関すること。		■	■	
	風評被害対策に関すること。			■	
避難支援班 （班長） 教育部長	児童生徒の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること。	■	■	■	教育総務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 スポーツ推進課
	避難所の開設および運営に関すること。	■	■	■	
	避難者名簿の作成および安否情報の収集に関すること。	■	■	■	
	自主防災組織による避難所運営の補助に関すること。	■	■	■	
	避難所の統括および本部との連携に関すること。	■	■	■	
	避難者相談窓口の設置に関すること。	■	■	■	
	避難所における広報に関すること。	■	■	■	
	避難者への食料および生活必需品等の供給に関すること。	■	■	■	
	県教育委員会との連絡調整に関すること。	■	■	■	
	学校施設の被害調査および応急・復旧対策に関すること。	■	■	■	
	受援に係る調整、実施に関すること。	■	■	■	
	応急教育の企画および実施に関すること。		■	■	
消防団	災害時の避難誘導に関すること。	■	■		消防団

第４　風水害時の活動体制の確立

【担当班】本部事務局、広報班、総務班、市民生活班、社会基盤班

計画方針	**●市内において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、防災関係機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。** **●災害発生時における初動期の活動体制については、「米原市職員災害時初動マニュアル」に従い確立する。**

【実施内容】

①　気象情報等の収集

○台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じて、調整会議を開催するなど、災害警戒に関する準備・調整を行う。

○県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

②　職員の配備、動員

○動員配備基準に基づき、各種体制（警戒１号、警戒２号、災害警戒本部、災害対策本部）に応じた動員を行う。

○動員の伝達は、防災アプリ職員向け情報および館内放送やグループウェア掲示板等を使用して行う。

③　災害警戒本部または災害対策本部の設置、運営、廃止

○大雨等に関する警報等が発表され、かつ、小規模災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、その他副市長が認めるときは、災害警戒本部を設置する。

○大規模災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、その他市長が認めるときは、災害対策本部を設置する。

○災害警戒本部または災害対策本部は、本庁舎４階災害対策本部室に設置して、定期的に本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。

○大雨警報等が解除され、市内において災害の発生するおそれがなくなったとき、災害が発生またはその発生が予想されるため、災害対策本部を設置するとき、その他副市長が認めるときは、災害警戒本部を廃止する。

○災害が終息し、または災害の発生するおそれがなくなったとき、その他市長が必要ないと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

主な連携先	彦根地方気象台、県防災危機管理局、長浜土木事務所						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●風水害時の活動体制の確立　マ P11～16			資料編/様式編	●気象、地震情報等の観測に関する資料　資料 P59～60		
その他参照	米原市災害対策本部条例施行規則		警報・注意報発表基準一覧表		米原市の防災情報		

第５　地震災害時の活動体制の確立

【担当班】本部事務局、広報班、総務班、市民生活班、社会基盤班

計画方針	**●市内において地震災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、防災関係機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。** **●災害発生時における初動期の活動体制については、「米原市職員災害時初動マニュアル」に従い確立する。**

【実施内容】

①　地震情報等の収集

○市域に揺れを覚知したときは、緊急地震速報、全国瞬時警報システム（J アラート）、県防災行政無線、テレビ、ラジオ等から市域の震度情報を把握する。

○気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表するときは、その内容を把握する。

②　職員の配備、動員

○動員配備基準に基づき、各種体制（警戒１号、災害警戒本部、災害対策本部）に応じた動員を行う。

○動員の伝達は、防災アプリ職員向け情報および館内放送やグループウェア掲示板等を使用して行うが、勤務時間外は、震度に応じて、原則、自主参集する。

③　災害警戒本部または災害対策本部の設置、運営、廃止

○市内に震度５弱の地震が発生したときは、災害警戒本部を設置する。

○市内に震度５強の地震が発生したときは、災害対策本部を設置する。

○災害警戒本部または災害対策本部は、本庁舎４階災害対策本部室に設置して、定期的に本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。

○地震が終息し、市内において被害が発生しなかったとき、または応急対策活動がおおむね終息したとき、その他副市長が必要ないと認めるときは、災害警戒本部を廃止する。

○地震が終息し、市内において応急対策活動がおおむね終息したとき、その他市長が必要ないと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

主な連携先	彦根地方気象台、県防災危機管理局、長浜土木事務所						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●地震災害時の活動体制の確立　マ P17～23			資料編/様式編	●気象、地震情報等の観測に関する資料　資料 P59～60		
その他参照	米原市災害対策本部条例施行規則		警報・注意報発表基準一覧表		米原市の防災情報		

第６　原子力災害時の活動体制の確立

【担当班】本部事務局、広報班、総務班

計画方針	**●市内において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、防災関係機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。** **●災害発生時における初動期の活動体制については、「米原市職員災害時初動マニュアル」に従い確立する。**

【実施内容】

①　緊急事態の把握

○県より、情報収集事態（フェーズ１）の連絡を受けたとき、または危機管理監が必要と認めたときは、警戒配備体制を確立して、定期的に市域における空間放射線量率を測定して、県と相互連絡するなど、原子力災害に関する詳細な情報の収集に努める。

②　職員の配備、動員

○動員配備基準に基づき、各種体制（警戒配備、災害警戒本部、災害対策本部）に応じた動員を行う。

○動員の伝達は、防災アプリ職員向け情報および館内放送やグループウェア掲示板等を使用して行う。

③　災害警戒本部または災害対策本部の設置、運営、廃止

○県より、警戒事態（フェーズ２）の連絡を受けたとき、その他副市長が必要と認めるときは、災害警戒本部を設置する。

○県より、施設敷地緊急事態（フェーズ３）または全面緊急事態（フェーズ４）の連絡を受けたとき、その他市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

○災害警戒本部または災害対策本部は、本庁舎４階災害対策本部室に設置して、定期的に本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。

○原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または対策の必要がなくなったとき、災害対策本部を設置するとき、その他副市長が認めるときは、災害警戒本部を廃止する。

○原子力事業所の事故が終結し、原災法第 15 条第４項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、その他市長が認めるときは、災害対策本部を廃止する。

主な連携先	彦根地方気象台、県防災危機管理局						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●原子力災害時の活動体制の確立 マ P24～30			資料編/様式編	ー		
その他参照	米原市災害対策本部条例施行規則			原子力災害対策指針			

第７　事故災害時の活動体制の確立

【担当班】本部事務局、広報班、総務班

計画方針	**●市内において大規模事故災害が発生したときは、事故対策本部を設置し、弾力的な組織をもって、対応に当たる。** **●対象とする大規模事故災害は、湖上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模な火事災害とする。** **●大規模事故災害発生時における初動期の活動体制については、「米原市職員災害時初動マニュアル」に従い確立する。**

【実施内容】

①　突発的な事故等の把握

○本市および隣接市町において、消防職員、警察官、事故原因者、市職員、市民等より、大規模事故の発生に関する通報を受けたときは、事故初動体制を確立し、直ちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努める。

②　職員の配備、動員

○動員配備基準に基づき、各種体制（事故初動、事故対策本部）に応じた動員を行う。
○動員の伝達は、防災アプリ職員向け情報および館内放送やグループウェア掲示板等を使用して行う。

③　事故対策本部の設置、運営、廃止

○大規模な事故災害の発生により、相当な被害が予想されるとき、その他副市長が認めるときは、事故対策本部を設置する。
○事故対策本部の組織は、災害警戒本部組織に準ずる体制とする。
○全市を挙げた対応が必要なとき、その他市長が認めたときは、災害対策本部体制に準ずる体制とする。
○事故対策本部は、本庁舎４階災害対策本部室に設置して、定期的に本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。
○現地において重点的に対策を実施する必要がある場合は、事故災害現地対策本部を設置する。
○市内において災害の発生するおそれがなくなったとき、災害応急対策がおおむね完了したときは、事故対策本部を廃止する。

主な連携先	彦根地方気象台、県防災危機管理局						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●事故災害時の活動体制の確立　マ P31～33			資料編/様式編	ー		

第８　雪害時の活動体制の確立

【担当班】本部事務局、広報班、総務班、社会基盤班

計画方針	●市内において雪害が発生し、または発生するおそれがあるときは、雪寒対策除雪計画に基づき、積雪の状況に応じて、必要な体制を確立し、災害応急対策を実施する。

【実施内容】

①　大雪警報等の把握

○冬季（12 月～３月）における雪害に対処するため、除雪対策本部を常設し、市域に係る大雪警報の発表状況や積雪状況等を常時把握し、長浜土木事務所や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

②　職員の配備、動員

○雪寒対策除雪計画に基づき、各種体制（除雪対策本部、豪雪対策本部、災害対策本部）に応じた動員を行う。

○動員の伝達は、防災アプリ職員向け情報および館内放送やグループウェア掲示板等を使用して行う。

③　豪雪対策本部等の設置、運営、廃止

○大雪警報が発表され、雪害が発生または発生するおそれがあるときは、豪雪対策本部を設置する。

○豪雪対策本部の組織は、災害警戒本部組織に準ずる体制とする。

○大雪警報が発表され、大規模な雪害が発生または発生するおそれがあるときは、災害対策本部体制に移行する。

○災害対策本部体制は、風水害時における災害対策本部体制に準ずる。

○豪雪対策本部または災害対策本部は、本庁舎４階災害対策本部室に設置して、定期的に本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。

○市内において災害の発生するおそれがなくなったとき、災害応急対策がおおむね完了したときは、豪雪対策本部または災害対策本部を廃止する。

主な連携先	彦根地方気象台、県防災危機管理局、長浜土木事務所						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●雪害時の活動体制の確立　マ P34～36			資料編/様式編	ー		

第２節　災害対応の調整

市は、災害対策本部体制時は、災害対応の全時期を通じて、情報や資源の管理を行う必要があるため、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施する。

また、災害対策本部体制を確立しても、災害規模が大きいほど、災害対策本部として機能できる人材、資機材等が不足することが想定される。

したがって、災害規模が大きいときは、早期に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用申請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保する。

第１　情報の収集、連絡

【担当班】本部事務局、広報班、市民生活班

計画方針	**●災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。** **●収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。**

【実施内容】

①　通信手段の確保

○災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。

○通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、防災情報伝達システム、県防災情報システム等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、衛星電話、衛星無線、非常通信やアマチュア無線の利用、移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用、放送機関に対する放送の要請、連絡員の派遣等、多様な通信手段を活用する。

②　情報の収集・整理

○災害が発生したときは、「米原市職員災害時初動マニュアル」等に従い、迅速に被災状況を把握し、災害対応に必要な情報を収集・整理する。

・被害状況調査は、県、消防本部、米原警察署等と密接な連携の下で実施

・被害状況調査は、消防団、自治会等の協力の下で実施

・災害初期は、自治会や市民からの通報、市職員が参集途上で収集した情報を有効に活用

・被害が甚大なときは、必要に応じて、県本部に応援を要請

・被害があるときは、「火災・災害等即報要領」の「被害状況即報」に準じた総括表に整理

○要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

③　被害情報の報告

○整理した被害情報について、全班で共有するとともに、県防災情報システム等を利用し、県に報告する。

○「火災・災害等即報要領」や「災害報告取扱要領」に基づき、報告が必要な内容については、それぞれの段階において、区分に応じた様式に記載し、県（または消防庁）へ報告する。

○班ごとにとりまとめた詳細な被害状況は、それぞれ所管の県事業担当部署に直接報告する。

<table>
<tr><td>主な連携先</td><td colspan="7">県防災危機管理局、消防庁、防災関係機関（西日本電信電話株式会社、放送機関）</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td>警戒</td><td>直後</td><td>24 時間</td><td>72 時間</td><td>1 週間</td><td>2 週間</td><td>1 か月</td></tr>
<tr><td>マニュアル編</td><td colspan="3">●情報の収集、連絡　マ P37～40</td><td>資料編/様式編</td><td colspan="3">●情報の収集、連絡に関する資料　資料 P61～65
●災害情報収集関係様式　様式 P1～9
●被害即報関係様式　様式 P10～15</td></tr>
<tr><td>その他参照</td><td colspan="3">火災・災害等即報要領</td><td colspan="2">災害報告取扱要領</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第２　広報

【担当班】広報班、市民生活班、消防団

計画方針	**●災害が発生したときは、被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。** **●報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。**

【実施内容】

①　広報

〇広報体制を整備し、集約された災害関連情報、応急対策実施状況、ライフラインの復旧見込みなど、市民に広報すべき事項について、次の方法で広報活動を行う。

・広報車
・防災情報伝達システム
・伊吹山テレビ
・テレビ・ラジオ
・新聞
・市公式ウェブサイト
・エリアメール
・ＳＮＳ

〇報道機関に対して正確かつ迅速な情報提供を図るため、庁舎内にプレスセンターを設置して、災害関連情報の受発信を一元化する。なお、報道機関への情報提供については、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用に努める。

②　広聴

〇災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、相談窓口を速やかに設置し、被災地住民の要望等の把握に努める。

〇相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

〇障がい者や外国人等に対しては、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、相談に応じる。

〇被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、安否情報を回答する。

主な連携先	報道機関						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●広報　マ P41～42			資料編/様式編	―		

第３　緊急輸送対策

【担当班】本部事務局、総務班、社会基盤班

計画方針	●災害が発生したときは、救助・救急活動、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター、燃料等、輸送力の確保に万全を期する。

【実施内容】

①　緊急輸送ネットワークの確立

○避難所までの物資の輸送効率を上げるため、米原市集中備蓄倉庫等に地域内輸送拠点を設置する。

○優先的に緊急輸送道路の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。

②　交通規制の実施

○米原警察署、関係する道路管理者（国、県、中日本高速道路株式会社）と密接に連絡をとり、必要に応じて、適切な交通規制を実施する。

○道路管理者は、米原警察署と連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努めるとともに、交通規制を実施するときは、通行禁止または制限の区間、その理由等を明瞭に記載した道路標識を設け、適当な迂回路標識を明示するなどして一般の交通に支障がないように措置を講じる。

③　緊急輸送手段の確保

○緊急輸送手段は、可能な限り、市保有車両を使用するが、車両が不足するときは、応援協定締結団体等への協力を要請するほか、県にあっせんを要請する。

○ヘリコプターによる輸送が必要なときは、県または米原警察署へ応援要請するとともに、ヘリポートを選定し、開設する。また、鉄道による輸送が必要なときは、最寄りの駅長を通じて、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社に協力を要請する。

④　緊急輸送の実施

○緊急輸送は、災害発生後の時間経過により、回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するために、それらを検討の上で実施するとともに、必要に応じて、民間事業者の施設やノウハウ等を活用して迅速に行う。

○交通規制時は、事前届出車両を使用するほか、県公安委員会に対して、緊急通行車両および規制除外車両の確認を申請し、認定を得た車両を使用する。

○緊急輸送に必要な燃料は、市内の業者または周辺市町の最寄りの業者と調整し、調達する。

主な連携先	米原警察署、滋賀国道事務所、県防災危機管理局、長浜土木事務所、応援協定締結団体、中日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●緊急輸送対策　マ P43～47			資料編/様式編	●緊急輸送活動に関する資料　資料 P66～67 ●緊急通行車両関係様式　様式 P16～19		

第４　応援要請、受援

【担当班】本部事務局、総務班

計画方針	●災害が発生し、市単独では災害の対応が困難と判断したときは、「米原市災害時受援計画」に基づき、外部機関に応援を要請し、必要に応じた受援体制を整備する。

【実施内容】

①　応援の要請、要求

○人命および財産の救援のための必要があり、かつ、その事態がやむを得ない場合は、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

○行政機能の維持や被災者支援のための人的・物的支援が必要なときは、県や応援協定締結団体等に対して、応援を要請する。

○応援要請先や応援要請内容については、県から派遣される本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チーム等と調整を図る。

○ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、ＤＨＥＡＴ（災害時危機管理支援チーム）、しがＤＷＡＴ（滋賀県災害派遣福祉チーム）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等の専門的な技術を必要とする人的支援が必要なときは、県にあっせんを要求する。

○救急救助、消火活動等に係る応援要請については、第３章第３節第２や滋賀県緊急消防援助隊受援計画等に基づいて行う。

○災害ボランティアの参画が必要な場合は、第３章第５節第１に基づいて、災害ボランティアの募集、受入れなどを行う。

②　受援体制の整備

○応援の応諾を受けたときは、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

○応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて、応援担当連絡員を指名するとともに、事務室や集結できる空き地の確保等を行う。

○自衛隊の派遣を要請したときは、必要に応じて、臨時ヘリポートを確保する。

③　応援部隊の撤収

○災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県）に応援部隊の撤収の連絡を行う。

○災害応急対策活動に要した経費を精算する。

主な連携先	自衛隊、県防災危機管理局、応援協定締結団体						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●応援要請、受援　マ P48～49			資料編/様式編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46 ●自衛隊の災害派遣要請に関する資料　資料 P68～70 ●災害派遣・撤収要請関係様式　様式 P20～22		

第５　災害救助法の適用

【担当班】本部事務局、市民生活班

計画方針	●災害救助法の適用については、同法、同法施行令、滋賀県災害救助法施行細則等に定めるところによる。 ●災害救助法の適用基準や救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準等、具体的な事務内容については、「災害救助事務取扱要領」に基づく。

【実施内容】

①　被害状況の調査

〇災害救助法の適用を申請する必要のある災害が発生した場合には、消防本部と連携し、住宅の被害状況を速やかに調査し、調査結果に基づき、住宅の被害認定を速やかに実施する。

〇被害認定基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針にしたがう。

②　災害救助法の適用申請

〇本市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県地方本部を通じて県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、併せて災害救助法の適用を要請する。

〇発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告する。

〇大津市域で震度７程度の地震が発生するなど、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手し、県地域防災監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う。

③　災害救助法による救助の実施

〇災害救助法が適用され、県知事より委任を受けた救助について、速やかに実施する。また、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県地方本部を通じて県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指示を受ける。

④　救助の実施状況の記録および報告

〇市に委任された災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

主な連携先	消防本部、県防災危機管理局						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●災害救助法の適用　マ P50～51			資料編/様式編	●災害救助法の適用に関する資料　資料 P71～74 ●救助事務の処理に必要な関係様式　様式 P23～24		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）			災害に係る住家の被害認定基準運用指針			

第３節　生命を守るための対策

災害応急対策活動は、最優先で人命の確保を目的とする緊急対策が必要となる。

したがって、災害発生直後は、避難、救助救急、医療、行方不明者の捜索等の生命の安全にかかわる対策を実施するほか、各種発生した災害の態様により異なる二次災害防止活動（火災消火、洪水対策、危険物対策、事故対策、原子力災害対策等）を実施する。

第１　避難行動支援

【担当班】本部事務局、広報班、医療福祉班、避難支援班、消防団

計画方針	**●災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある市民に対して避難指示等を発令し、安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図る。**

【実施内容】

①　避難指示等の発令

○気象、水位、地震、災害等の各種情報を参考に、あらかじめ作成する避難情報の判断・伝達マニュアルに従い、避難情報の種類、避難対象地域、避難先を決定し、市民にその情報を速やかに伝達する。

○必要に応じて、避難対象地域や判断時期について、県や彦根地方気象台等に助言を求める。

○基本法、消防法、水防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの実施責任者が避難指示または設定権限者が警戒区域を設定するときは、関係機関と連携して、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去等の措置を講じる。

②　個別の避難対策

○震度５弱以上の地震が発生したときや避難指示等を発令するときは、米原市避難行動要支援者避難行動支援計画（全体計画）に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難行動支援対策等を行う。

○学校、社会福祉施設、医療施設等要配慮者利用施設については、施設管理者が、あらかじめ定めた計画に従い、施設利用者の安全確保対策、安否確認、避難誘導、状況報告等を行う。

③　緊急避難場所および避難所の開設

○震度５弱以上の地震が発生したときや避難指示等を発令するときは、避難所開設・運営マニュアル等に基づき、緊急避難場所、避難所の開設を行う。

○緊急避難場所・避難所を開設したときは、開設場所等を速やかに市民に周知するとともに、県、米原警察署に報告する。

④　帰宅困難者対策

○災害の発生により、帰宅困難者が発生するときは、県や鉄道事業者等と協力して、“むやみに移動を開始しない”という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

主な連携先	消防本部、米原警察署、県防災危機管理局、彦根地方気象台						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●避難行動支援　マ P52～57			資料編/様式編	●避難行動に関する資料　資料 P75～78		
その他参照	避難情報に関するガイドライン						

第２　消火および救急救助

【担当班】本部事務局、消防団

計画方針	**●災害の発生により、火災が発生し、または発生するおそれがあるときは、消防本部と連携して、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火、被害の軽減、拡大防止等の活動を行う。** **●家屋の倒壊や土砂災害等に伴う要救出者や負傷者が多数発生するときは、市民のほか、関係機関（自衛隊、米原警察署、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。**

【実施内容】

①　消火

○あらかじめ定めた出動計画に基づき、消防団を招集するとともに、消防本部、自主防災組織、米原警察署等との消火活動に係る情報連絡体制を確立する。

○消防本部は、湖北地域消防本部警防活動規程等に基づき、消防部隊を出動、配置し、消防団、自主防災組織等の協力を得て、消火活動を行う。

○消防本部と協議し、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づいて、他の消防本部に対して応援要請を行う。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時には、県に対して、緊急消防援助隊の派遣要請を依頼する。

②　救急救助

○あらかじめ定めた出動計画に基づき、消防団を招集するとともに、消防本部、自主防災組織、米原警察署等との救急救助活動に係る情報連絡体制を確立する。

○消防本部は、湖北地域消防本部警防活動規程等に基づき、消防部隊を出動、配置し、消防団、自主防災組織、日本赤十字社滋賀県支部等の協力を得て、救急救助活動を行う。

○市単独では十分に救助・救急活動が実施できないときや救助資機材が確保できないときは、県、応援協定締結団体等に応援を要請する。

○緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県にヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等）の出動を要請する。

○必要に応じて、自衛隊の派遣要請について県に要求する。

主な連携先	消防本部、米原警察署、自衛隊、県防災危機管理局、自主防災組織、日本赤十字社						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●消火および救急救助　マ P58～60			資料編/様式編	●消防団に関する資料　資料 P79		

第３　医療救護

【担当班】医療福祉班

計画方針	**●災害の発生により、多数の傷病者が発生し、または発生する見込みがあるときは、長浜保健所や（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、（一社）湖北薬剤師会等と連携して、速やかに医療機関の被災状況を調査し、医療救護・助産活動が可能な医療機関を把握するとともに、必要に応じて、救護所を設置し、医療救護・助産活動を行う。**

【実施内容】

①　医療救護活動

○傷病者数や医療機関の被災状況を勘案して、（一社）湖北医師会および（一社）湖北歯科医師会に医療救護班の派遣を要請する。

○必要に応じて、長浜保健所を通じて、県本部に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、医療救護班、助産救護班およびこころのケアチーム（ＤＰＡＴ）の派遣等を要請する。

○傷病者数や医療機関の被災状況を勘案して、被災現場、避難所および被災地内の医療施設等に救護所を設置する。

○医療救護活動は、「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」に従い、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に基づき、実施する。

②　搬送体制の確保

○消防本部や地域災害医療センター（長浜赤十字病院）等と連携し、傷病者、医療救護スタッフ、医薬品等の医療用物資の搬送体制を確立する。

○傷病者の搬送は、広域災害・救急医療情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分けを調整する。

○救急車等の輸送車両が不足するときやヘリコプター等の出動が必要なときは、県に応援を要請する。

③　医薬品等の調達

○医療および助産に必要な医薬品および医療器材の調達については、市周辺の主要薬局薬店より調達する。また、長浜保健所を通じて、（一社）湖北薬剤師会、滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請するほか、市内調達でも不足する場合については、県に対して医薬品の供給を要請する。

○輸血用血液製剤については、県赤十字血液センターに供給を要請する。

主な連携先	消防本部、長浜保健所、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、（一社）湖北薬剤師会、長浜赤十字病院、県赤十字血液センター、滋賀県医薬品卸協会						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●医療救護　マ P61～63			資料編/様式編	●医療救護に関する資料　資料 P80～82		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）		滋賀県広域災害時における医療救護活動指針				

第４　行方不明者の捜索および遺体の火葬等

【担当班】市民生活班

計画方針	**●行方不明者がいるおそれが判明した場合、米原警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関と連携して、行方不明者の捜索活動を行う。また、遺体を発見した場合は、米原警察署が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すとともに、円滑な火葬（埋葬）を実施する。** **●災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検案終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。**

【実施内容】

①　行方不明者の捜索

○行方不明者の捜索は、行方不明に関する相談者の受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、米原警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

○他市町に行方不明者が漂着していると認められる場合は、県地方本部および行方不明者の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。

②　遺体の発見時の連絡および処理等

○身元不明遺体を発見した場合は、写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、その身元を確認するとともに、速やかに米原警察署に連絡し、医師立会の下に検視を行う。

○医師立会の下に警察官の検視を終えた遺体は、米原警察署等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。

○遺体が多数ある場合は、遺体安置所に遺体を収容し、検視、遺族への引渡し等を行う。

○遺体は、遺体処理票および遺留品処理票を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

③　遺体の火葬

○火葬を円滑に実施するため、死亡者数の把握、火葬計画の作成、遺体搬入車両および搬入路の把握・確保、燃料、ドライアイスおよび柩等資材の在庫状況の把握・確保、火葬のための関係者に対する協力要請、相談窓口の設置および市民への情報提供等の事務を行う。

○市および湖北広域行政事務センターで処理不可能の場合は、県本部に対して、県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

<table>
<tr><td>主な連携先</td><td colspan="7">消防本部、米原警察署、自衛隊、（一社）湖北医師会、（一社）湖北歯科医師会、湖北広域行政事務センター、応援協定締結団体、日本赤十字社、自治会、自主防災組織、県生活衛生課</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td>警戒</td><td>直後</td><td>24 時間</td><td>72 時間</td><td>1 週間</td><td>2 週間</td><td>1 か月</td></tr>
<tr><td>マニュアル編</td><td colspan="3">●行方不明者の捜索および遺体の火葬等　マ P64～67</td><td>資料編/様式編</td><td colspan="3">●遺体の火葬に関する資料　資料 P83</td></tr>
<tr><td>その他参照</td><td colspan="3">災害救助事務取扱要領（令和５年６月）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第５　風水害時の応急活動

【担当班】本部事務局、市民生活班、社会基盤班、避難支援班、消防団

計画方針	**●災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生し、または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。** **●災害対策本部を設置していないときの水防活動は、米原市水防計画や農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）等に基づき実施する。**

【実施内容】

①　河川、ため池の応急対策

〇河川またはため池等の危険箇所や市民等から通報のあった箇所について、消防団、河川管理者、ため池管理者、自主防災組織等と連携して、緊急調査を行う。

〇緊急調査により、危険箇所が判明した場合は、必要に応じて、警戒区域を設定し、避難指示を行う。また、異常が判明した場合で直ちに危険がないと判断される場合でも、施設管理者等と連携して、専門家または要員を現場に派遣して調査および応急処置を行う。

〇堤防、護岸の崩壊箇所等については、被害の軽減を図るため、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のうおよび矢板での締切り工事等の応急対策を行う。

②　河川関係障害物の除去

〇緊急調査により、排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者および消防団と連携して、可能な限り応急除去を行う。

〇市単独では、対応が困難なときは、必要に応じて、応援協定締結団体等の協力を得て実施するほか、県に対して、応援を要請する。

③　暴風・竜巻等災害時の応急活動

〇市内において暴風・竜巻等が発生した場合は、県および関係機関と連携し、災害情報の収集に努め、速やかに救出救助活動やがれき撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

主な連携先	消防本部、長浜土木事務所、米原警察署、ため池管理者、自治会、自主防災組織、応援協定締結団体						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●風水害時の応急活動　マ P68～70			資料編/様式編	●水防に関する資料　資料 P84-86 ●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46		

第６　雪害時の応急活動

【担当班】本部事務局、医療福祉班、社会基盤班、消防団

計画方針	●市内において雪害が発生し、または発生するおそれがある場合、積雪の状況に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策の万全を期す。

【実施内容】

①　道路の除雪

○集中的な大雪が予測される場合は、計画的・予防的な通行規制や不要不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努める。

○県と連携し、降雪時の道路の円滑な通行と安全の確保を目的として、市民の協力の下、速やかに道路除雪を実施する。市は、市道の除雪を迅速に実施し、道路交通ネットワークの確保を図る。

②　集落の雪処理

○降積雪状況、地域の実情等に応じて除雪計画を作成するとともに、市民に対してその内容を周知徹底し、地域が一体となった屋根雪下ろし・除排雪を実施する。

○市民に対して、除雪作業に伴う人身事故の防止を図るための注意喚起に努める。

○排雪場所、除排雪機械等を確保するため、地域の関係機関等に対し、その提供について積極的な協力を求める。

○地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合、市全域の消防団員を動員し、雪処理を支援する。また、必要に応じて、市内外から雪処理ボランティアを募集し、地域社会の雪処理支援に活用する。

○市および地域社会だけでの雪処理が困難と判断される場合は、自衛隊への災害派遣要請を検討する。

③　交通に関する情報提供

○各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等を収集し、報道機関の協力を得て、市民等に対し迅速かつ的確に情報提供を行う。

④　農林水産業の雪害および寒害応急対策

○農作物、農業施設、林業、水産業に対しての雪害および寒害等の被害を最小限にとどめるため、県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の指導を得て寒害応急対策を講じるものとし、指導員等が不足するときは、湖北農業農村振興事務所、湖北森林整備事務所に指導員、技術員、普及員の派遣を要請する。

⑤　大規模滞留発生時の乗員保護

○積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、道路管理者等の関係機関からの要請に基づき、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等への協力に努める。

主な連携先	滋賀国道事務所、長浜土木事務所、自衛隊、県湖北農業農村振興事務所、県湖北森林整備事務所、レーク伊吹農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、中日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●雪害時の応急活動　マ P71～72			資料編/様式編	―		

第７　地震災害時の応急活動

【担当班】本部事務局、社会基盤班、消防団

計画方針	**●地震災害が発生したときは、余震や時間差発生または地震後の降雨等により引き起こされる土砂災害、建築物倒壊、危険物等の火災、爆発、漏えい等の二次災害を防止するための応急活動を実施する。** **●南海トラフ地震が発生し、または発生するおそれがあるときの対応や南海トラフ地震の時間差発生による災害拡大防止対策は、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき、実施する。**

【実施内容】

①　地震後土砂災害対策

○余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、消防団、消防本部と連携して、土砂災害警戒区域等の危険箇所の現地パトロールを実施し、危険箇所の把握と警戒に努める。

○必要に応じて、県と連携して、ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）の派遣を要請して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。

○点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。

②　被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定

○建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定調査を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。

○判定結果に基づき、避難、立入制限等の措置を行うほか、判定結果に対する相談窓口を設置する。

③　危険物施設等の応急対策

○地震発生による二次災害により、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設または毒物劇物施設に火災、爆発、漏えい等が発生したときは、必要に応じて、消防本部、県、米原警察署等と連携して、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

○危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等の管理者は、地震災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

主な連携先	消防本部、米原警察署、県防災危機管理局、長浜土木事務所、県建築課、県住宅課、応援協定締結団体						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●地震災害時の応急活動　マ P73～77			資料編/様式編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46		
その他参照	被災建築物応急危険度判定要綱		被災建築物応急危険度判定業務マニュアル				

第８　原子力災害時の応急活動

【担当班】本部事務局、広報班、市民生活班、医療福祉班、社会基盤班、避難支援班、消防団

計画方針	**●福井県内の原子力発電所で事故等が発生し、または発生のおそれがあるときは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態に対処する。** **●本項で示さない原子力災害時に必要となる各種応急対策や地震等による大規模な自然災害等との複合災害発生した場合については、他の項に準じて、対策を実施する。**

【実施内容】

①　緊急時モニタリング等の実施

○対象とする原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出されたときは、県が実施する緊急時モニタリング評価結果を共有するとともに、市域における独自の緊急時モニタリング（空間放射線量率の測定）を実施する。

○緊急時モニタリング評価結果から避難および飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質および放射線量の把握に努める。

②　避難、屋内退避等の防護措置等

○消防本部、米原警察署等防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング評価結果を原子力災害対策指針におけるＯＩＬに基づく防護措置基準と照らし合わせ必要と判断される避難、一時移転、屋内退避等の防護措置を実施する。

○必要に応じて、県および関係機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、市民等に対する安定ヨウ素剤の服用指示等の措置を講じる。

○災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、広域一時滞在に関する協議を県に要求する。

③　市民等への情報伝達・相談活動等

○原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

○県および国と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

主な連携先	原子力規制委員会、県防災危機管理局、米原警察署、消防本部、米原診療所						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●原子力災害時の応急活動　マ P78～82			資料編/様式編	●原子力防災の応急対策に関する資料 資料 P87～92		

第９　事故災害時の応急活動

【担当班】本部事務局、広報班、消防団

計画方針	●自然災害以外の大規模な事故災害（湖上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模な火事災害等）が発生したときは、事故関係者や消防本部、米原警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

【実施内容】

①　情報の収集・連絡系統

○大規模な事故災害が発生したときは、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、消防本部、米原警察署と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

○被害規模に関する概括的情報を含め、火災・災害等即報要領に基づき、把握できた範囲から県に報告する。

②　警戒区域の設定

○大規模事故の状況により、必要に応じて、基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、当該区域への市民の立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

③　避難、行方不明者の捜索、広報

○大規模事故の状況により、周辺住民等の避難が必要なときは、消防団、米原警察署、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導の実施に努める。

○県および防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に周辺住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を適切に提供する。

④　その他の応急対策

○大規模事故に伴って、消火および救急救助、医療救護、行方不明者の捜索等の応急対策が必要になるときは、本編第３章第２節から第４節を準用して実施する。

主な連携先	消防本部、米原警察署、県防災危機管理局、その他事故関係団体						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●事故災害時の応急活動　マ P83～86			資料編/様式編	●大規模事故災害時の連絡系統に関する資料　資料 P93～100		

第４節　生活を守るための対策

災害による生命の危険を脱した後は、ライフラインや交通・流通の機能を早急に回復させ、社会的なサービスを復旧させること、また、ライフラインや交通・流通の機能が途絶している期間に代替サービスを提供して、被災者の生活を維持することを目的とした対応が求められる。

したがって、市は、ライフラインの応急復旧をはじめ、被災者に対する避難生活支援、水・食料・生活必需品等の確保・供給等の被災者の生活を維持するための取組を実施する。

また、多数の被災者が避難生活等を余儀なくされるような状況においては、避難所等における要配慮者への特別な配慮や衛生環境の維持、更には、被災地の衛生状態の保持が必要となる。

したがって、被災者の生活を維持するための取組の一環として、要配慮者対策をはじめ、感染症等の発生に対する予防措置や防疫対策等を併せて実施する。

第１　ライフラインの応急復旧

【担当班】本部事務局、社会基盤班

計画方針	**●上・下水道、電気、通信、ガス、鉄道等のライフライン施設において、災害が発生し、その機能が停止または低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。**

【実施内容】

①　上・下水道施設

○災害が発生し、上・下水道施設（農業集落排水処理施設を含む。）に被害が生じたときは、業務継続計画等に基づき、速やかに施設の被害調査、応急・復旧対策を実施し、施設機能の維持に努める。

○施設の復旧状況や今後の復旧見通しについて、市民に広報する。

○市単独では速やかに施設の応急復旧ができない場合には、災害応援協定締結団体や県等に応援を要請する。

②　電気、通信、ガス、鉄道等施設

○上・下水道施設以外のライフライン施設が被災し、広域かつ長期間にわたり電気、通信、ガス、鉄道等のサービス供給に支障があるときは、それぞれのライフライン事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

○各ライフライン事業者は、各社が策定する防災業務計画に基づき、施設、設備等に係る災害応急対策を実施し、速やかなサービスの復旧に努める。

主な連携先	長浜水道企業団、県企業庁、県下水道課、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、大阪ガス株式会社、（一社）滋賀県ＬＰガス協会、西日本旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●ライフラインの応急復旧　マ P87～91			資料編/様式編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46		
その他参照	指定公共機関の防災業務計画						

第２　各種施設の応急復旧

【担当班】総務班、医療福祉班、社会基盤班、避難支援班

計画方針	●災害が発生したときは、地震の余震や時間差発生、または大雨による浸水、土砂災害および建築物の倒壊等に備え、被災した公共土木施設（道路・橋りょう、河川、ため池、農林水産施設、公共施設等）の緊急点検調査および応急復旧対策を講じ、被害の拡大を防止する。

【実施内容】

①　道路関係施設

○災害による落石、土砂崩壊等により被害を受けた道路施設、交通安全施設等は、速やかな復旧に努め、早期の交通機能の確保を図る。特に、山間部の道路については、孤立集落を発生させないように代替性の確保に努める。

○道路の応急対策および復旧に当たっては、県地方本部を通じて県本部と緊密に連絡をとり、道路管理者が互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行い、各道路に求められている機能等により優先順位を設定し、緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

②　河川、港湾関係施設

○災害により河川施設や漁港が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設管理者と連携して施設の応急復旧に努め、被害がそれ以上拡大しないよう適切な措置を講ずる。その際、当該施設の重要度、対策に要する資機材の入手の可能性、工期等を総合的に考慮して、対策の優先順位を定めて実施する。

○被害状況について、県地方本部を通じて迅速に県本部に報告する。

③　農林水産関係施設

○農業用施設（農業用ため池、揚排水機とその付帯施設、取水施設）や水産施設（船舶、漁業施設、漁業用港湾施設等漁業関係施設）、治山施設等の施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

○施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に県に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

④　その他公共施設

○その他公共施設の各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じて、県および地方公共団体建築技術者等の協力を求め、被害状況の調査を実施する。

○各施設の被害状況調査の結果に基づき、応急復旧を行う。

主な連携先	滋賀国道事務所、長浜土木事務所、湖北農業農村振興事務所						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●各種施設の応急復旧　マ P92～97			資料編/様式編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46		

第３　避難生活支援

【担当班】本部事務局、医療福祉班、避難支援班

計画方針	**●災害が発生し、避難所を開設したときは、必要に応じて、食料や飲料水、毛布等の生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。** **●避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。** **●災害救助法が適用された場合は、避難所の取扱い、設置期間、基準額等は滋賀県災害救助法施行細則、災害救助事務取扱要領等に基づく。**

【実施内容】

①　避難所の運営

〇避難所は、自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって運営することを基本とする。
〇避難所派遣職員および施設管理者は、運営の補助、支援を行い、必要に応じて、災害ボランティアの協力を得る。
〇避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意することとし、詳細は、「避難所開設･運営マニュアル」に基づき行う。
〇新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】（滋賀県作成）等を参考に、感染拡大防止に取り組む。

②　避難所の統廃合、閉鎖

〇避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。
〇特に小中学校や高校等は、教育の再開に配慮し、状況に応じて、その他の避難所や自治会避難所へ避難者の移動を促すなどの対応を行う。
〇避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、避難所を閉鎖する。
〇避難所を閉鎖した際は、県本部、米原警察署に報告する。

③　広域一時滞在

〇災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する。

主な連携先	自治会、自主防災組織、県防災危機管理局、国〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●避難生活支援　マ P98～99			資料編/様式編	●指定緊急避難場所、指定避難所等　資料 P31～36 ●避難所関係様式　P25～29		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）		新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン				

第４　要配慮者対策

【担当班】医療福祉班

計画方針	**●災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施する。** **●災害救助法が適用された場合は、福祉避難所の取扱い、設置期間、基準額等は滋賀県災害救助法施行細則、災害救助事務取扱要領等に基づく。**

【実施内容】

①　避難所における要配慮者支援

○避難所が開設されたときは、避難所と連絡調整し、要配慮者数および要配慮者のニーズを把握するとともに、要配慮者のニーズに応じて、人材、福祉用具、物資等の確保に努め、避難生活を支援する。

○避難所における要配慮者のニーズに照らし合わせて、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関に移送する者のスクリーニングを実施するほか、ボランティア等の協力を得て、必要な移送を実施する。

②　福祉避難所等の開設、運営

○避難生活の長期化が予測される場合は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を開設する。

○必要に応じて、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

○福祉避難所等を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣し、連絡調整体制を確保するとともに、福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成するほか、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置調整、福祉用具の確保等を行う。

○在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所または福祉避難所等での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

主な連携先	市社会福祉協議会						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●要配慮者対策　マ P100～103			資料編/様式編	●指定緊急避難場所、指定避難所等 資料 P31～36		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）						

第５　飲料水、食料、生活必需品等の供給

【担当班】総務班、社会基盤班

計画方針	**●災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料および生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行う。** **●被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者特有のニーズや性別によるニーズの違い等に配慮する。** **●災害救助法が適用された場合は、供給対象者、供給方法、供給期間、基準額等は滋賀県災害救助法施行細則、災害救助事務取扱要領等に基づく。**

【実施内容】

①　飲料水等の供給

〇災害生後は、速やかに応急給水計画を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し応急給水を行う。

〇必要量の飲料水等を確保できない場合は、隣接市町、県等に応援を要請する。

②　食料、生活必需品等の供給

〇災害発生時には、避難所における避難者数等を把握した上で、速やかに生活食料や生活必需品等の必要量を算定し、供給体制を確立する。

〇食料、生活必需品は、原則、備蓄物資を使用するが、必要量が確保できないときは、協定締結先、県等に対して応援要請を行う。

〇必要に応じて、避難所またはその近くの自治会館等の調理施設で炊き出しを行い、必要量の調達に努める。

〇炊出しおよび食料、生活必需品の配給に当たっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加して実施する。

〇炊出しその他による食料の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮したものを供与する。

③　燃料の供給

〇緊急輸送に必要な燃料が不足する場合は、市域および隣接市町の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油商業組合等の石油関係団体と連絡体制を確保し、県と連携して、燃料供給計画を策定し、燃料を供給する。

主な連携先	県生活衛生課、県健康福祉政策課、県商工政策課、県農業経営課、自衛隊、レーク伊吹農業協同組合、応援協定締結団体						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●飲料水、食料、生活必需品等の供給　マ P104～108			資料編/様式編	●災害時の応援協定締結一覧　資料 P42～46 ●備蓄物資に関する資料　資料 P55～57		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）						

第６　保健衛生、防疫

【担当班】市民生活班、医療福祉班

計画方針	●災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、長浜保健所に協力を要請して、被災地および避難所等における保健活動を実施するとともに、必要に応じて、食品衛生・環境衛生対策等を実施し、衛生環境の維持、確保を図る。 ●感染症等の発生を予防するため、検病調査、広報活動および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等を実施し、市民生活の安定を図る。

【実施内容】

①　保健活動

○災害の状況により、保健活動が必要なときは、県保健医療調整地方本部に協力を要請して、各種保健福祉施設の被害状況の把握、精神障がい者、難病患者、人工透析者等の慢性疾患患者の救護および感染症患者の早期発見等の対応、保健師の派遣による巡回健康相談、管理栄養士の派遣による栄養指導対策等の保健活動を実施する。

○必要に応じて、長浜保健所に対して、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）、保健師、管理栄養士等の派遣を要請する。

○保健活動を実施したときは、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を作成し、県保健医療調整地方本部（健康福祉班）に報告する。

②　食品衛生・環境衛生対策

○災害の状況により、食品衛生・環境衛生対策が必要なときは、県保健医療調整地方本部（健康福祉班）に災害緊急衛生班の派遣を要請する。

○浴場の利用・供給が必要なときは、県本部を通じて、自衛隊に対して支援を要請するなどにより、災害発生後１週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

③　防疫活動

○災害の状況により、防疫活動が必要なときは、県保健医療調整地方本部に協力を要請して、検病調査および予防宣伝、家屋や道路等の消毒、そ族昆虫等の駆除、給水計画に基づく家庭用水の供給、臨時予防接種の実施に関する県本部への要請、県職員の指導による避難所等における感染症予防等の防疫活動を実施する。

○市独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

○防疫活動を実施したときは、災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を作成し、県保健医療調整地方本部（保健班）に報告する。

主な連携先	県防災危機管理局、県健康福祉政策課、長浜保健所、ＤＨＥＡＴ、自衛隊						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●保健衛生、防疫　マ P109～112			資料編/様式編	●医療救護に関する資料　資料 P80～82 ●防疫関係様式　様式 P30～35		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）						

第５節　復旧への足がかり

災害応急対策が進み、被災者の生活が安定し、ライフラインや交通・流通の機能が回復してくると、集まってくる情報も物資も次第に多くなり、各種の対策は、更に、きめ細やかな対応が求められ、必要となる人や物資は多岐にわたるようになる。

したがって、市は、災害ボランティアや義援金・義援物資の募集等により、全国的な応援を求めるなどの被災者の生活の安定化に向けた取組を実施する。

また、災害前のような日常生活が可能となるように社会的なサービスを復旧する必要があるため、災害廃棄物処理対策をはじめ、被災者の生活再建の足がかりとなる住宅の確保や学校教育再開等の各種対策を実施する。

第１　災害ボランティアの受入れ

【担当班】医療福祉班

計画方針	**●災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想されるときは、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。**

【実施内容】

〇災害が発生し、多数の災害ボランティアが必要となるときは、市社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを米原地域福祉センターゆめホールに設置する。

〇市災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等について、ボランティアの自主性を尊重した上で、次の業務を行う。

・ボランティアニーズの把握および情報提供
・災害ボランティア、専門ボランティアの派遣要請
・災害ボランティアコーディネーターの確保
・ボランティアの受入れおよび受付
・活動に関する事前説明（活動形態、宿泊、内容等）
・ボランティア活動保険の加入手続
・地区内のボランティア活動情報の集約、管理
・市本部との連絡調整
・県および県災害ボランティアセンターとの綿密な連携
・その他必要な活動

<table>
<tr><td>主な連携先</td><td colspan="7">市社会福祉協議会、県社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td>警戒</td><td>直後</td><td>24 時間</td><td>72 時間</td><td>1 週間</td><td>2 週間</td><td>1 か月</td></tr>
<tr><td>マニュアル編</td><td colspan="3">●災害ボランティアの受入れ　マ P113～115</td><td>資料編/様式編</td><td colspan="3">●災害ボランティアに関する資料　資料 P101</td></tr>
<tr><td>その他参照</td><td colspan="3">防災における行政の NPO･ボランティア等との連携・協働ガイドブック</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第２　義援金・義援物資の受入れ

【担当班】医療福祉班

計画方針	●災害が発生し、多数の被災者が発生しているときは、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から義援金・義援物資の募集・受付を行う。

【実施内容】

①　義援金

○義援金の募集は、被災地の状況を十分考慮しながら、県および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体と協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。

○その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に市においても行う。

○義援金の受付は、県および関係機関とともに、受付窓口を開設して行い、義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県単位機関へ引継ぎを行い、それにより難い場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

○義援金の配分は、協議会が決定した配分方針に従い、被災者等に対して、義援金を配分する。

②　義援物資

○義援物資の募集は、被災地の状況を把握し、必要な物資、当面必要でない物資、不要な物資等を明確に示して行う。

○義援物資の受付や配分は、総務班、市民生活班と連携して、地域内輸送拠点に受付窓口を設けて行う。

○大量の義援物資が予想され、市単独では、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、ボランティアの協力により仕分を行う体制を整備するほか、県等に応援を要請する。

主な連携先	市社会福祉協議会、県健康福祉政策課、日本赤十字社滋賀県支部、県共同募金会、県社会福祉協議会、県市長会						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●義援金･義援物資の受入れ　マ P116～119			資料編/様式編	●義援金品関係様式　様式 P36～40		

第３　災害廃棄物処理対策

【担当班】市民生活班、社会基盤班

計画方針	●災害が発生し、大量に廃棄物が発生し、または発生することが予想されるときは、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、市民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図る。 ●災害に伴う飼養施設の倒壊等により、逸走した動物による人へ危害防止等に努めるとともに、飼い主不明または負傷した動物等の保護および飼養者への必要な支援等を行う。

【実施内容】

①　災害廃棄物の処理

○災害廃棄物は、湖北広域行政事務センターが有するごみ焼却施設、リサイクル施設、最終処分場およびし尿処理施設で処理を実施することを基本とし、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）の収集運搬および処理についても同様とする。

○災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物発生量、廃棄物処理体制の被害状況、処理可能量、仮置場設置状況、関係機関・廃棄物処理業者団体等との調整、国の方針（当該災害に係る災害廃棄物処理指針）等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等に係る災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物処理に係る次の対策を実施する。

・災害廃棄物の適正な処理・処分
・建築物等の解体・撤去
・仮置場の運営・管理
・環境対策・モニタリング
・災害廃棄物処理に係る予算確保等

②　環境対策

○災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっては、粉じん発生やアスベスト等の有害物質が飛散するおそれがあるため、必要に応じて、県と連携し、有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。

○アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等別途処理方法を検討する。

③　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策

○災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合は、県（生活衛生課）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。

○被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。

○避難所に被災者とともに愛玩動物が避難してきた場合は、滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン等に基づき、避難所における受入れに配慮する。

<table>
<tr><td>主な連携先</td><td colspan="7">湖北広域行政事務センター、県循環社会推進課、県生活衛生課、県動物保護管理センター、米原警察署</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td>警戒</td><td>直後</td><td>24 時間</td><td>72 時間</td><td>1 週間</td><td>2 週間</td><td>1 か月</td></tr>
<tr><td>マニュアル編</td><td colspan="3">●災害廃棄物処理対策　マ P120～125</td><td>資料編/様式編</td><td colspan="3">●災害廃棄物に関する資料　資料 P102</td></tr>
<tr><td>その他参照</td><td colspan="2">長浜市・米原市災害廃棄物処理計画</td><td colspan="2">災害時におけるペットの救護対策ガイドライン</td><td colspan="3">滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン</td></tr>
</table>

第４　応急住宅の確保

【担当班】社会基盤班

計画方針	**●災害が発生し、多数の住宅被害が発生しているときは、被災住宅の応急修理、住宅関連の障害物除去、応急仮設住宅の設置・供給等の必要な支援措置を講じ、被災者の一時的な居住の安定を図る。**

【実施内容】

①　被災住宅の応急修理

○県（市に委任された場合は市）は、災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者（半壊および準半壊）または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）で応急仮設住宅（一定条件の下一部の賃貸型応急住宅を除く。）を利用しない世帯に対して、住宅の応急修理を行う。

○応急修理は、被災家屋の居室、炊事場、トイレ等の最低限日常生活に欠くことのできない部分について行う。

②　住居関連の障害物の除去

○県（市に委任された場合は市）は、住宅またはその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が存在するため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない世帯に対して、住宅の障害物の除去を行う。

○障害物の除去は、滋賀県建設業協会長浜支部等の協力を得て実施するが、労力または機械力が不足する場合には、県および災害ボランティアセンター等に対して、協力を要請する。

③　応急仮設住宅の設置・供与

○県（市に委任された場合は市）は、災害により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を設置・供与するため、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画を策定し、それに基づいて応急仮設住宅を設置・供与する。なお、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定に当たっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

○応急仮設住宅の設置・供与は、応急仮設住宅の設置に関するガイドライン（日本赤十字社）等を参考に実施する。

主な連携先	県住宅課						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●応急住宅の確保　マ P126～130			資料編/様式編	●災害廃棄物に関する資料　資料 P102		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）			応急仮設住宅の設置に関するガイドライン			

第５　学校教育等の再開に向けた対策

【担当班】医療福祉班、避難支援班

計画方針	●被災状況に応じて、学校施設および児童福祉施設を確保し、教職員および保育士を確保するなど、教育、保育の再開に向けて、各種対策を実施する。

【実施内容】

○校舎および幼稚園の園舎の被災や避難所の利用状況により、教育再開が困難な施設がある場合は、被災を免れた公共施設の活用や応急仮校舎の建設等により施設を確保するほか、二部授業等の導入等により、応急教育を実施する。

○保育園（認定こども園）の園舎の被災や避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整や臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を実施する。

○各学校長と連絡調整し、教職員の被災状況を把握するとともに、災害により、教職員に欠員が生じる場合は、県教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

○応急給食の必要を認めるときは、県教育委員会、県立学校および保健所と協議の上実施する。

○住家が被害を受け、教科書および学用品等を喪失またはき損し、入手することができない園児、児童・生徒には、災害救助法に基づき、教科書および学用品等を支給する（災害救助事務取扱要領参照）。

主な連携先	県教育委員会、長浜保健所						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●学校教育等の再開に向けた対策 マ P131～132			資料編/様式編	ー		
その他参照	災害救助事務取扱要領（令和５年６月）		幼稚園・保育園		小中学校		

第６　文化財保護対策

【担当班】避難支援班

計画方針	**●災害が発生し、文化財に被害が生じた場合は、速やかに施設の被害状況を調査するとともに、必要に応じて移動可能な文化財は安全な場所に移すなどの処置を実施する。**

【実施内容】

○災害が発生し、文化財に破損等が生じた場合には、被災した文化財は文化財の価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を文化財管理者に指示または指導するとともに、関係機関の指導の下で復旧計画を策定する。

・文化財管理者から被災状況に係る情報を速やかに収集
・必要に応じて、係員を現地に派遣し、 被災状況調査を実施
・被害が著しい場合には、移設可能な文化財は一時的に安全な場所に保管
・文化財の破損等が生じた場合には、関係機関（国、県）に報告

主な連携先	県教育委員会、文化庁、文化財管理者						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●文化財保護対策　マ P133			資料編/様式編	ー		
その他参照	指定文化財						

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　被災者の生活再建支援

市は、災害により被害を受けた者に対し、罹災証明書を発行するとともに、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給や各種資金の貸付けを行い、市民の生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建支援は、各種証明書の発行や届出等の行政手続を１か所で行えるように総合相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

第１　罹災証明書の発行

【担当班】市民生活班

【実施内容】

○各種の被災者支援を早期に実施するため、罹災証明書の発行体制を確立し、被害家屋調査を行うとともに、被災者に罹災証明書を発行する。

○火災に起因するものについては、米原消防署が消防法による火災損害調査結果に基づき、罹災証明書を発行する。

○必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

主な連携先	県（本部支援連絡員）、消防本部、近隣市町、民間団体						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●罹災証明書の発行　マ P135～136			資料編/様式編	●罹災証明書発行関係様式　様式 P41～43		
その他参照	災害に係る住家の被害認定基準運用指針			罹災証明書の発行手続			

第２　生活資金等の支給・貸付

【担当班】医療福祉班

【実施内容】

〇被災者の自立的な生活再建を促進するため、各種法令および条例、制度等に基づき、被災者に対して、生活再建に係る資金の支給、貸付けを行う。

・災害弔慰金の支給
・災害障害見舞金の支給
・災害援護資金・生活福祉資金の貸付け
・母子父子寡婦福祉資金の貸付け
・被災者生活再建支援金の支給

主な連携先	県健康福祉政策課、県防災危機管理課、県社会福祉協議会						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●生活資金等の支給・貸付　マ P137			資料編/様式編	―		
その他参照	生活福祉資金貸付制度		母子父子寡婦福祉資金貸付金制度		被災者生活再建支援金支給概要		
	滋賀県被災者生活再建支援制度						

第３　税の減免

【担当班】市民生活班、医療福祉班

【実施内容】

〇法令および条例の規定に基づき、被災者の納付すべき租税や保険料などの申告、申請、請求などに関する期日の延期、徴収猶予および減額または免除の措置を状況に応じて実施する。

・市民税
・固定資産税
・国民健康保険税
・介護保険料
・県税（個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税、鉱区税、狩猟税等）
・後期高齢者医療に関する保険料

主な連携先	県税政課						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●税の減免　マ P138			資料編/様式編	―		

第４　住宅確保の支援

【担当班】社会基盤班

【実施内容】

○県と連携して、住宅種別、被害程度等に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握し、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

○既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努めるほか、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講じる。

○災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅資金や地域優良賃貸住宅制度等を周知し、借入申込みの希望者に対して借入れの指導等を行う。

主な連携先	県住宅課、住宅金融支援機構						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●住宅確保の支援　マ P139				資料編/様式編	―	
その他参照	災害復興住宅融資制度		地域優良賃貸住宅制度要綱				

第５　雇用の確保

【担当班】市民生活班

【実施内容】

○被災によりほかに転職を希望する者に対して、県、滋賀労働局と連携し、積極的に就職のあっせんを行う。

○就職領域を開拓するため、職業訓練を推進するように努める。

主な連携先	県労働雇用政策課、滋賀労働局						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●雇用の確保　マ P140				資料編/様式編	―	

第２節　被災中小企業の復興支援

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている中小企業や農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

第１　中小企業の復興支援

【担当班】社会基盤班

【実施内容】

○県および米原市商工会と連携し、中小企業関係の被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被災した中小企業等の再建支援を図るため、相談窓口を設置し、次に掲げる制度融資のあっせん等を推進する。

・日本政策金融公庫による融資制度（中小企業経営力強化資金等）

・県による中小企業振興資金融資制度

○被災後の産業の復興を図るために、観光地としての安全性・快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

主な連携先	米原市商工会、県商工政策課、日本政策金融公庫						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●中小企業の復興支援　マ P141			資料編/様式編	―		
その他参照	日本政策金融公庫の融資制度		滋賀県中小企業振興資金融資要綱				

第２　農林水産業の復興支援

【担当班】社会基盤班

【実施内容】

○県および農林水産業関係団体と連携し、農林水産業関係の被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被災した農林水産業者等の再建支援を図るため、相談窓口を設置し、次に掲げる制度融資のあっせん等を推進する。

・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に係る融資制度

・日本政策金融公庫による融資制度（農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金等）

・滋賀県農業共済組合による農業保険法に基づく農業共済の災害補償

○被災後の産業の復興を図るために、農産物等の安全性について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

主な連携先	県農政課、県畜産課、県水産課、県農林振興課、レーク伊吹農業協同組合、日本政策金融公庫、滋賀県農業共済組合						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●農林水産業の復興支援　マ P142			資料編/様式編	―		
その他参照	天災融資法による融資制度（概要）		日本政策金融公庫の融資制度				

第３節　公共施設の災害復旧

市は、被災した道路・河川等の公共土木施設、農林水産業施設、水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進める。

なお、公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧に合わせて、災害に強いものとし、必要な施設の新設または改良を行うなど将来の災害に備える。

第１　公共施設の災害復旧事業

【担当班】総務班、市民生活班、医療福祉班、社会基盤班、避難支援班

【実施内容】

○被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業の早期実施に必要となる職員の配備、職員の応援、派遣等に係る体制の整備を図る。

○法律等により災害復旧事業に係る費用が一部負担または補助されるものについては、災害復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行われるよう努める。

○国、県等に要請し、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。

○復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の効率を上げるように努める。

主な連携先	県（担当事業課）						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●公共施設の災害復旧事業　マ P143～144			資料編/様式編	ー		
その他参照	激甚災害制度について		激甚災害指定基準				

第２　激甚災害に係る財政措置等災害復旧資金の確保

【担当班】総務班、市民生活班、医療福祉班、社会基盤班、避難支援班

【実施内容】

〇災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の予算措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

〇基本法に規定される“著しく激甚である災害”（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

〇激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県の関係部署に提出する。

主な連携先	県（担当事業課）						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●激甚災害に係る財政措置等災害復旧資金の確保　マ P145			資料編/様式編	ー		
その他参照	激甚災害制度について		激甚災害指定基準				

第４節　災害復興等

市は、大規模災害が発生した場合には、復興事業を効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整および合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

また、原子力災害時に必要となる特別な復興期の対応（中長期対策）については、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施する。

第１　復興計画の策定および復旧事業の推進

【担当班】本部事務局、広報班

【実施内容】

○災害復興本部を庁内に設置し、復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定し、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知および情報提供等を行う。

○計画策定に当たっては、被害時の性別の違いによるニーズなどの視点に十分配慮するように努める。

○災害復興に関する専門部署を設置し、復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

○必要に応じて、県等に対して職員の派遣その他の協力を求める。

主な連携先	県（各部局受援担当）						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●復興計画の策定および復旧事業の推進　マ P146～147			資料編/様式編	―		

第２　社会秩序の維持

【担当班】本部事務局、消防団

【実施内容】

○被災地や指定避難所周辺のパトロール等の防犯対策は、米原警察署と連携し、消防団、自主防災組織等の協力を得て実施する。

○復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団の動向把握と取締りについて米原警察署と連携するとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

主な連携先	自主防災組織、米原警察署						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●社会秩序の維持　マ P148			資料編/様式編	―		

第３　原子力災害時の中長期対策

【担当班】本部事務局、広報班、市民生活班、医療福祉班、社会基盤班

【実施内容】

○国や県の指導に基づき、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定し、次の中長期対策の実施に努める。

・放射性物質による環境汚染への対処
・環境放射線モニタリングへの協力
・影響調査の実施等（災害地域住民、災害対策措置状況の記録を含む。）
・被災者や被災中小企業・農林水産業者等の生活再建等の支援
・風評被害等の影響の軽減
・市民相談体制の整備
・各種制限措置の解除

主な連携先	環境省、原子力規制委員会、県防災危機管理局						
実施時期	警戒	直後	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月
マニュアル編	●原子力災害時の中長期対策　マ P149～151			資料編/様式編	ー		